

福井県地域防災計画

(事故災害対策編)

福 井 県 防 災 会 議

福井県地域防災計画

(事故災害対策編)

平成 1 3 年 4 月作成

平成 1 4 年 2 月修正

平成 2 0 年 5 月修正

平成 2 3 年 1 2 月修正

福 井 県 防 災 会 議

第 1 部 総 則

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 細部計画および市町地域防災計画の作成	2
第5節 計画の周知徹底	2
第6節 計画の修正	2
第2章 想定する事故災害の態様	3
第3章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	4
第2部 航空災害対策	5
第1章 想定する航空災害	5
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	6
第3章 災害予防計画	8
第1節 航空交通の安全のための情報の充実	8
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	8
第4章 災害応急対策計画	10
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	10
第2節 活動体制等の確立	15
第3節 救援活動	16
第4節 広報活動	21
第5章 災害復旧計画	23
第3部 鉄道災害対策	24
第1章 想定する鉄道災害	24
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	25
第3章 災害予防計画	28
第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実	28
第2節 鉄軌道および鉄軌道車両の安全対策の推進	28
第3節 鉄軌道交通環境の整備	29
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え	29
第4章 災害応急対策計画	31
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	31
第2節 活動体制等の確立	33

第3節	救援活動	34
第4節	広報活動	39
第5章	災害復旧計画	41
第1節	災害復旧の方針	41
第2節	再発防止対策の実施	41
第4部	道路災害対策	42
第1章	想定する道路災害	42
第2章	防災関係機関の処理すべき事務または業務	43
第3章	災害予防計画	45
第1節	道路交通の安全のための情報の充実	45
第2節	道路施設等の安全確保	45
第3節	防災知識の普及	46
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え	46
第4章	災害応急対策計画	48
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	48
第2節	活動体制等の確立	51
第3節	救援活動	52
第4節	広報活動	57
第5章	災害復旧計画	59
第1節	災害復旧の方針	59
第2節	再発防止対策の実施	59
第5部	危険物等災害対策	60
第1章	想定する危険物等災害	60
第2章	防災関係機関の処理すべき事務または業務	61
第3章	災害予防計画	63
第1節	危険物保安予防対策の推進	63
第2節	高圧ガス保安対策の推進	64
第3節	火薬類保安対策の推進	64
第4節	毒物および劇物保安対策の推進	65
第5節	危険物等の輸送保安対策の推進	66
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	66
第4章	災害応急対策計画	68
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	68
第2節	活動体制等の確立	73
第3節	救援活動	74
第4節	広報活動	78

第5章 災害復旧計画	8 1
第1節 災害復旧の方針	8 1
第2節 再発防止対策の実施	8 1
第6部 大規模な火事災害対策	8 2
第1章 想定する大規模な火事災害	8 2
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	8 3
第3章 災害予防計画	8 5
第1節 火災に強いまちづくりの推進	8 5
第2節 防災空間の整備	8 5
第3節 出火予防対策の推進	8 6
第4節 延焼予防対策の推進	8 7
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	8 8
第4章 災害応急対策計画	9 0
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	9 0
第2節 活動体制等の確立	9 2
第3節 救援活動	9 3
第4節 広報活動	9 7
第5章 災害復旧・復興計画	9 9
第7部 林野火災対策	1 0 0
第1章 想定する林野火災	1 0 0
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	1 0 1
第3章 災害予防計画	1 0 2
第1節 防火意識の普及啓発	1 0 4
第2節 監視体制の強化	1 0 4
第3節 予防施設および林野火災対策用資機材の整備	1 0 5
第4節 消防体制の整備	1 0 5
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1 0 6
第4章 災害応急対策計画	1 0 8
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	1 0 8
第2節 活動体制等の確立	1 1 0
第3節 救援活動	1 1 1
第4節 広報活動	1 1 5
第5章 災害復旧計画	1 1 7

第8部 海上災害対策	1 1 8
第1章 想定する海上災害	1 1 8
第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務	1 1 9
第3章 災害予防計画	1 2 1
第1節 海上交通の安全のための情報の充実	1 2 1
第2節 船舶の安全な運行の確保	1 2 1
第3節 海上防災思想の普及	1 2 1
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	1 2 1
第4章 災害応急対策計画	1 2 3
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	1 2 3
第2節 活動体制の確立	1 2 5
第3節 救援活動	1 2 6
第4節 広報活動	1 3 1
第5章 災害復旧計画	1 3 3
第1節 災害復旧の方針	1 3 3
第2節 船舶交通の危険防止	1 3 3

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

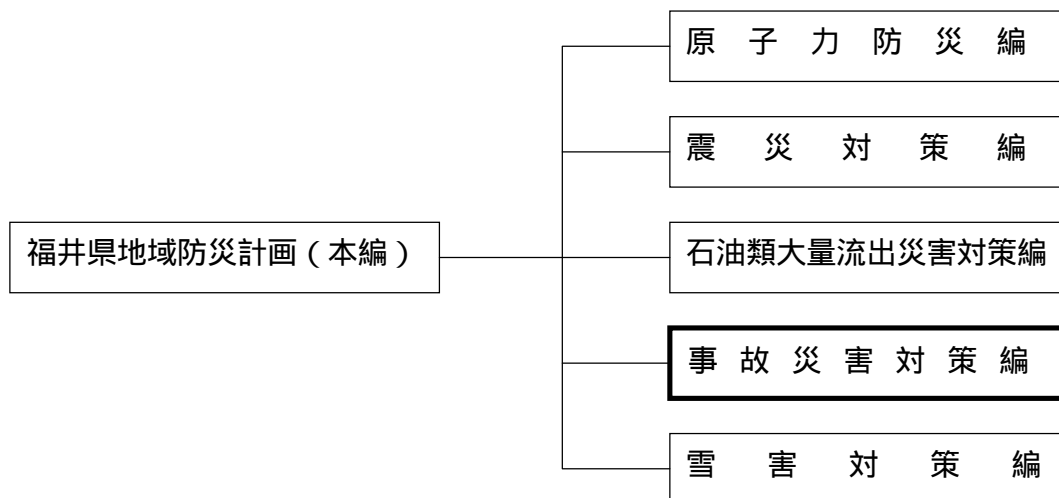
この計画は、次の事故災害の発生を予防し、当該事故災害の拡大を防止するため、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が迅速かつ的確に対応できるよう、国の防災基本計画等を踏まえて必要な措置を定めるものである。

- (1) 航空災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 道路災害
- (4) 危険物等災害
- (5) 大規模な火事災害
- (6) 林野火災
- (7) 海上災害

第2節 計画の性格

この計画は、他の災害と区別される固有の対応を明確化するものであり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「事故災害対策編」として定める。

この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画(本編)」に準拠するものとする。



第3節 計画の構成

この計画の構成は、次の8部からなる。

- 第1部 総則
- 第2部 航空災害対策
- 第3部 鉄道災害対策
- 第4部 道路災害対策
- 第5部 危険物等災害対策
- 第6部 大規模な火事災害対策
- 第7部 林野火災対策
- 第8部 海上災害対策

第4節 細部計画および市町地域防災計画の作成

この計画に基づく諸活動を行う際に必要な細部の活動計画等については、必要に応じ県および防災関係機関においてあらかじめ定め、対策の円滑な推進に努めるものとする。

市町地域防災計画（事故災害対策関係）の作成に当たっては、この計画を基準とし、特に必要な事項については各市町においてさらに具体的な計画を定めるものとする。

第5節 計画の周知徹底

この計画を円滑かつ的確に運用するため、県、市町および防災関係機関は平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容について県民および民間団体の十分な理解と協力が得られるよう広く普及を図るものとする。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の改訂が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。

第2章 想定する事故災害の態様

対象事故災害の態様を想定するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

対象事故災害の発生形態については、単独で発生する場合、地震や風水害等に伴って同時発生する場合および大規模災害への対応に伴って二次災害として発生する場合がある。

例えば、台風の直撃を受けた場合、人家などへの被害に加え、土砂の崩落などにより鉄道災害や道路災害なども同時に発生することがあり得る。同様に、地震によって家屋の倒壊やタンスの下敷きになるなどして多数の死傷者が発生し、併せて危険物等災害や大規模な火事災害などが同時多発する場合もある。

また、特に航空災害について、大規模な地震、風水害または事故災害時には、防災ヘリコプター、自衛隊機、報道機関の航空機等が被害等調査や取材等で被災地上空を航行し、これが二次災害としての航空災害を引き起こし、さらには林野に墜落した場合の林野火災の発生要因となる場合もある。

一地点での単独災害であれば消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が集中的に活動できるが、複合災害（地震や風水害等に伴って同時発生した災害）の場合は防災関係機関の調整という特有の課題が生じる。また、交通網や情報システムに支障をきたすといった単独災害では考えにくい防災活動を阻害する事象も起きやすい。

二次災害の場合も、元となった災害への災害対応体制がとられている中での災害発生であり、複合災害と同様の防災関係機関の調整または体制の変更という課題が生じる。

このように、同じ事故災害でも単独災害、複合災害または二次災害では災害対応の形態が異なることから、これらを混合してとらえるよりも区別して対応を検討する方が合理的である。そこで、この計画においては単独災害を想定し、複合災害および二次災害については「福井県地域防災計画（本編）」、「福井県地域防災計画（震災対策編）」等により対応することとする。

被害の規模については、防災基本計画において「多数の死傷者等の発生」というとらえ方をしていることから、この計画においても防災基本計画に準じた取扱いとする。

また、どこまで対応の規模が拡大するかは個々のケースで異なるが、この計画においては、「地元防災関係機関（消防本部、市町、警察署、医療機関等）だけでは対応が困難で、県内外の防災関係機関からの応援が必要な規模の事故災害」を想定する。

なお、個別事故災害で想定する災害の態様については、それぞれの部の第1章に示すとおりである。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

事故災害に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、「福井県地域防災計画（本編）」第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とし、事故災害の種類ごとにそれぞれの部の第2章において定める。

第 2 部 航空災害対策

第2部 航空災害対策

第1章 想定する航空災害

- (1) 災害事象
 - 航空機の墜落等
- (2) 災害の発生場所
 - ア 福井空港およびその周辺
 - イ 若狭ヘリポートおよびその周辺
 - ウ その他の地域（発生場所が当初不明な場合を含む。）
- (3) 航空機の種類
 - ア 航空運送事業者の運航する航空機
 - イ 個人または企業等の保有する航空機
 - ウ 行政機関等の保有する航空機（ヘリコプター等）
- (4) 被災者等
 - ア 航空機の乗員および乗客
 - イ 墜落地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)福井空港および若狭ヘリポートにおける防災体制の充実 (4)ヘリコプター受援体制の充実強化 (5)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (6)航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡 (8)活動体制等の確立 (9)緊急輸送活動の支援および調整 (10)捜索活動に係る応援要請等 (11)救助・救急活動に係る応援要請等 (12)医療救護活動の実施、応援要請等 (13)消火活動の実施、応援要請等 (14)広報活動の実施
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)捜索活動の実施 (8)救助活動の実施 (9)広報活動の実施
市町	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)医療救護活動の実施および調整 (7)広報活動の実施
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等 (6)活動体制等の確立 (7)捜索活動の実施 (8)救助・救急活動の実施 (9)消火活動の実施 (10)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
指定 地方 行政 機関	大阪航空局 (小松空港事務所)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安 本部 (敦賀海上保安部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)捜索活動の実施および支援 (8)救助・救急活動の実施および支援 (9)広報活動の実施
自衛隊		(1)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公共 機関 および 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 航空交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、航空機の安全にかかわる気象、地象および水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実を図るものとする。

第2 航空運送事業者等の措置

航空運送事業者および航空機を使用する個人、企業、行政機関等（以下「航空運送事業者等」という。）は、航空交通の安全に関する各種情報を活用し、航空事故を未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、大阪航空局小松空港事務所、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会（以下第2部において「航空災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部、大阪航空局小松空港事務所および敦賀海上保安部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

航空災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

航空災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

航空災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

航空災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（航空関連施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努めるものとする。

第3 福井空港および若狭ヘリポートにおける防災体制の充実

県は、福井空港およびその周辺で航空災害が発生した場合に、空港管理者として迅速かつ的確な防災活動を実施できるよう、管轄消防本部と連携して消火・救急救助用の車両、資機材等の充実に努めるものとする。また、若狭ヘリポートおよびその周辺で航空災害が発生した場合に迅速かつ的確な防災活動を実施できるよう、消火用資機材の整備等防災体制の整備に努めるものとする。

第4 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第5 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動を適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第6 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県は、航空災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図ることができるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

航空災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、航空事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

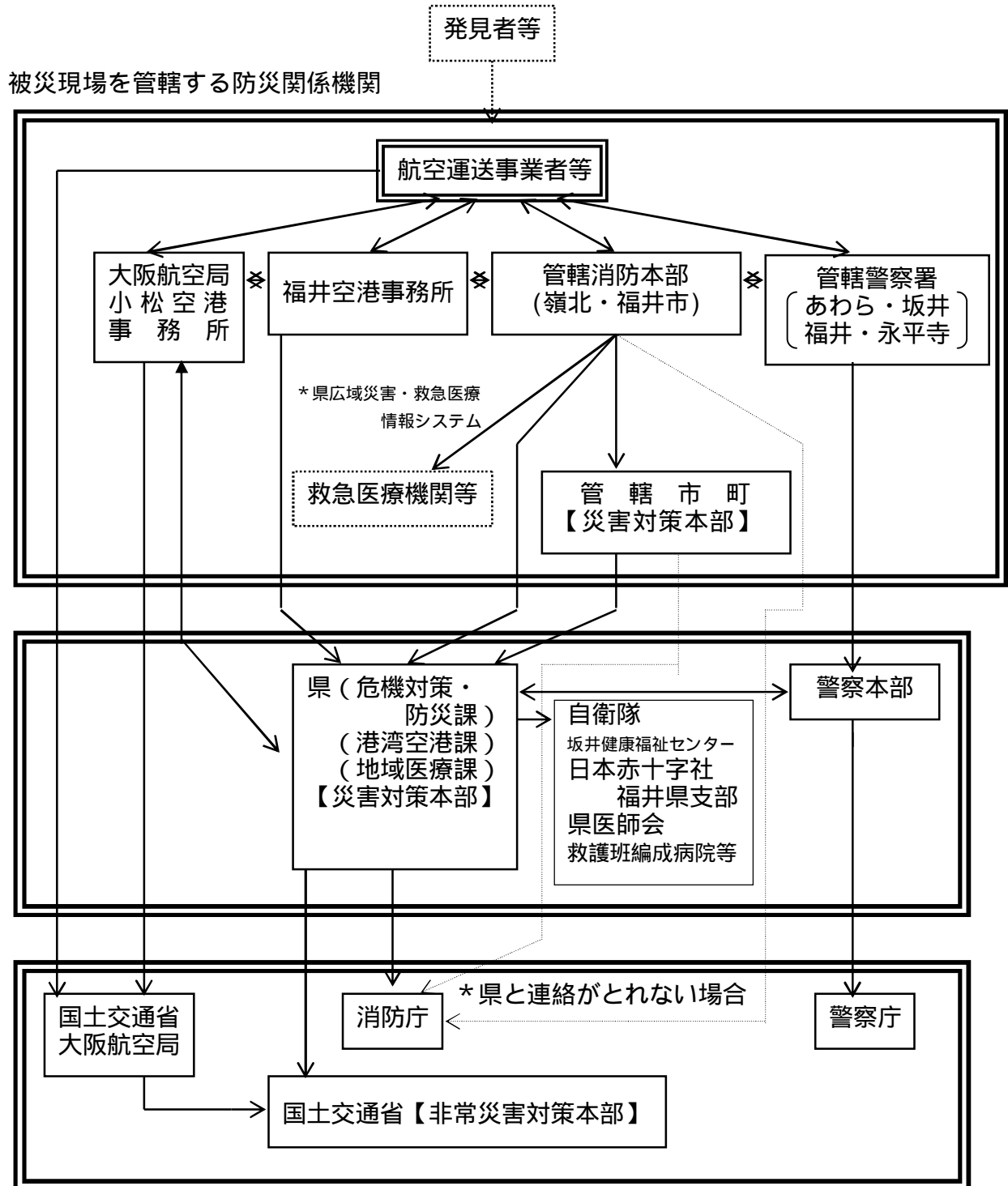
第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は、事故の発生場所に応じて次の(1)～(4)のとおりとする。

(1) 福井空港およびその周辺で発生した場合

福井空港およびその周辺で航空事故が発生した場合の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）1

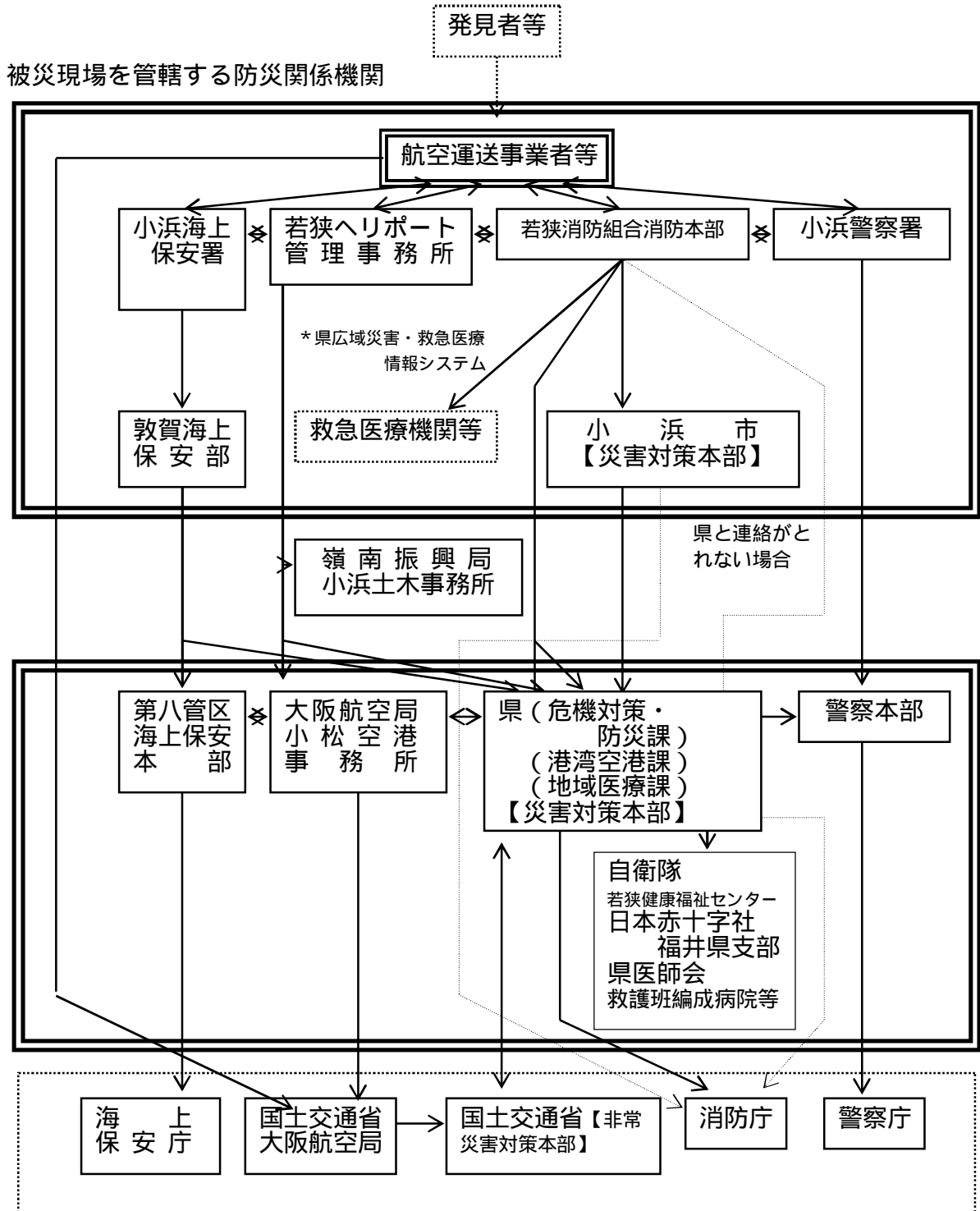


(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(2) 若狭へりポートおよびその周辺で発生した場合

若狭へりポートおよびその周辺で航空事故が発生した場合の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）2

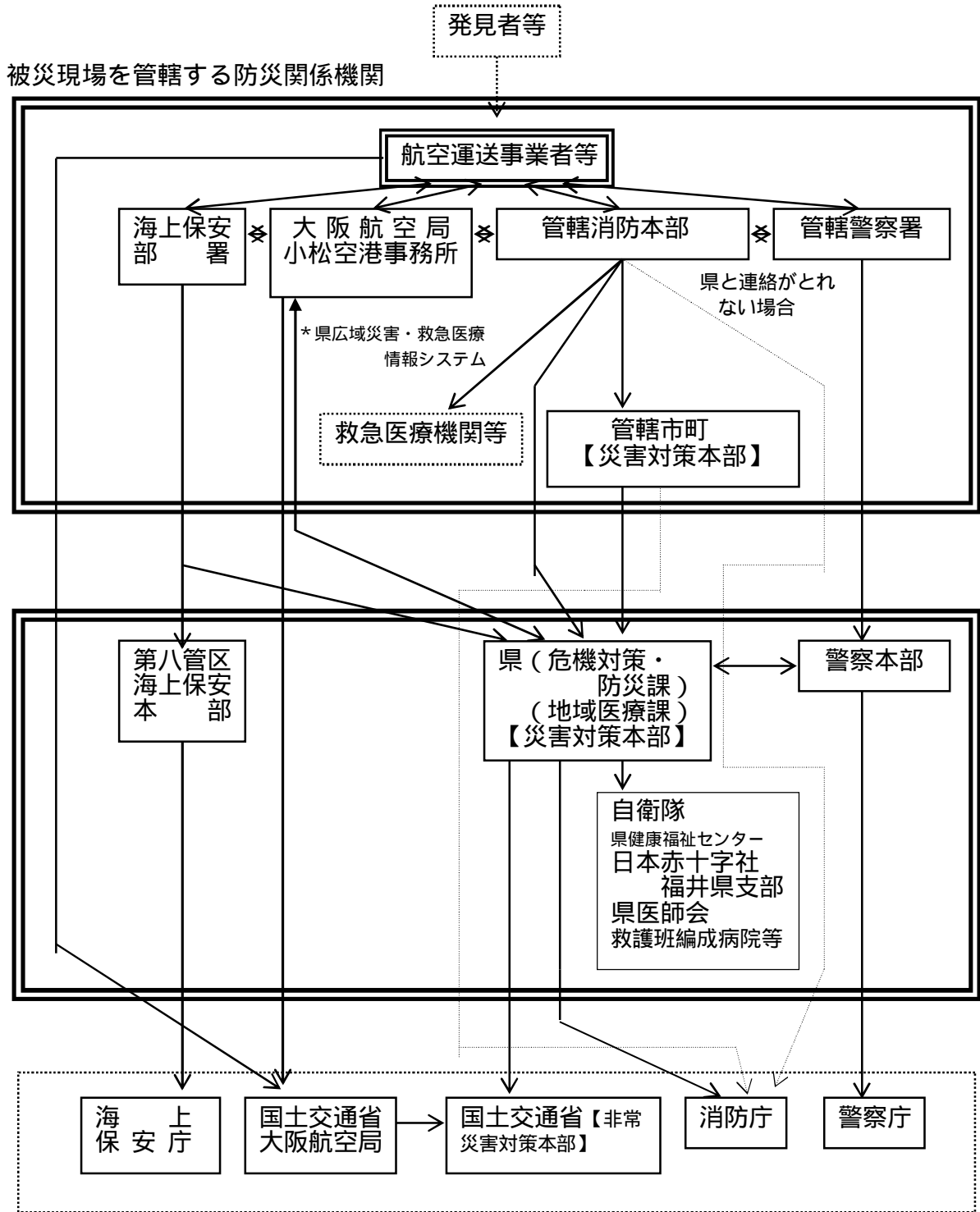


(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(3) その他の地域で発生した場合

その他の地域で航空事故が発生した場合の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）3

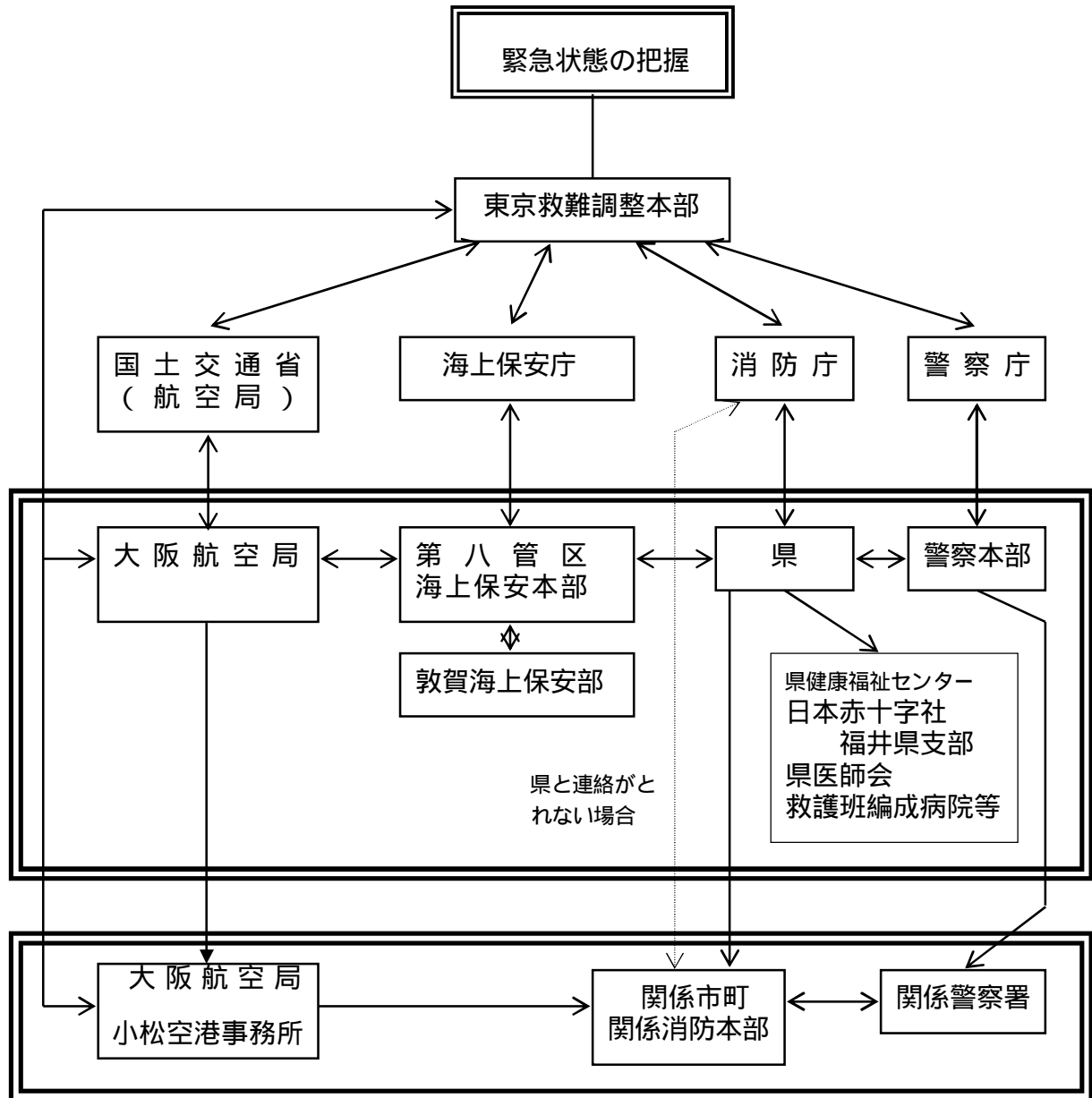


(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(4) 航空事故発生現場が不明な場合

当初、航空事故の発生現場が不明な場合（遭難）の情報の主たる収集・連絡系統は、次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（航空災害）4



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

航空災害防災関係機関は、被害情報、応急対策活動情報等（以下「被害情報等」という。）を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有するものとする。

(1) 航空運送事業者等

航空運送事業者等は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次県、消防本部、警察署、国土交通省大阪航空局等に連絡するものとする。

(2) 市町、消防本部、警察署等

市町、消防本部、警察署等は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県、警察本部等へ連絡するものとする。また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

航空災害防災関係機関は、航空事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な航空災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において航空災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(2) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄し、または管轄すると推定される市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(3) その他

大阪航空局小松空港事務所、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部および大阪航空局小松空港事務所その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

航空災害防災関係機関は、航空災害発生による捜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 捜索活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、航空機の墜落現場または航空機の行方が不明になるなど、捜索活動を行う必要がある場合、東京救難調整本部等と情報交換を緊密にするとともに、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄すると推定される消防本部は、消防団も動員した搜索活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による搜索活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での搜索の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な搜索活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で搜索活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ搜索活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

県等からの要請に基づき、陸上での搜索活動が必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の搜索活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な搜索活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、搜索活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

ウ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

エ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

オ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で救助活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ救助活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

県等からの要請に基づき、陸上での救助活動で必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で救急活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ救急活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

- (イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。
- (ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。
- (エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- (オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。
- (カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町および管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

なお、福井空港およびその周辺または若狭ヘリポートおよびその周辺で航空災害が発生した場合は、保有する消防力も活用して消火活動に当たるものとする。

第4節 広報活動

航空運送事業者等および航空災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

航空運送事業者等および航空災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

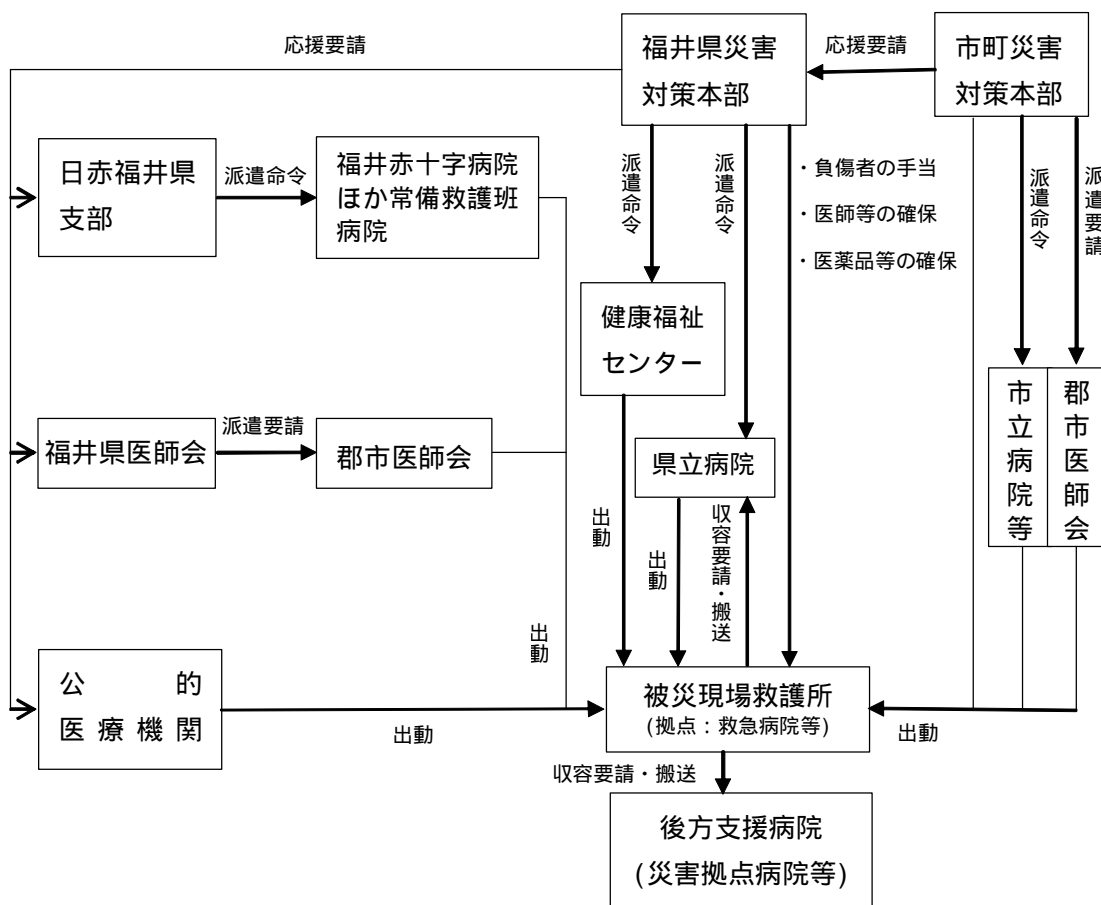
航空運送事業者等および航空災害防災関係機関は、県民に対し、航空災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第4(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第4(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

県（空港管理者）は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3部 鉄道災害対策

第3部 鉄道災害対策

第1章 想定する鉄道災害

(1) 災害事象

- ア 列車の衝突、脱線、転覆等
- イ 構造物（トンネル、橋りょう等）の被災等による列車への被害
- ウ 列車と自動車の衝突等
- エ 列車火災
- オ 列車からの危険物等の流出等

(2) 災害の発生場所

鉄軌道およびその周辺

(3) 鉄軌道事業者

- ア 西日本旅客鉄道株式会社
- イ えちぜん鉄道株式会社
- ウ 福井鉄道株式会社

(4) 被災者等

- ア 列車の乗員および乗客
- イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)鉄軌道交通の安全のための情報の充実(鉄軌道事業者への協力) (2)鉄軌道の安全対策の推進(主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策および海岸保全対策) (3)情報の収集・連絡体制の強化 (4)初動体制の充実 (5)ヘリコプター受援体制の充実強化 (6)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (7)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (8)情報の収集・連絡 (9)活動体制等の確立 (10)緊急輸送活動の支援および調整 (11)救助・救急活動に係る応援要請等 (12)医療救護活動の実施、応援要請等 (13)消火活動に係る応援要請等 (14)広報活動の実施
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)救助活動の実施 (8)危険物等の防除等 (9)広報活動の実施
市町	(1)鉄軌道交通の安全のための情報の充実(鉄軌道事業者への協力) (2)鉄軌道の安全対策の推進(主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策および海岸保全対策) (3)情報の収集・連絡体制の強化 (4)初動体制の充実 (5)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (6)情報の収集・連絡、避難誘導等 (7)活動体制等の確立 (8)医療救護活動の実施および調整 (9)広報活動の実施
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等

機 関 名		事務または業務
	消防本部	(6)活動体制等の確立 (7)救助・救急活動の実施 (8)消火活動の実施 (9)危険物等の防除等 (10)広報活動の実施
指定 地方 行政 機関	中部運輸局	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安 本部 (敦賀海上保安部)	(1)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)緊急輸送のための交通の確保 (3)救助・救急活動の支援
自衛隊		(1)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公共 機関 および 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) えちぜん鉄道(株) 福井鉄道(株)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)代替交通手段の確保 (7)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力

機 関 名	事務または業務
	(社)福井県医師会 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、鉄軌道交通の安全にかかわる気象、地象および水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実を図るものとする。

第2 鉄軌道事業者の措置

鉄軌道事業者は、次の点に留意して鉄軌道交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 気象庁による気象、地象および水象に関する情報の有効活用体制の整備
- (2) 鉄軌道等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講じるための情報の収集および連絡体制の整備

第3 広報活動の推進

踏切道における自動車との衝突や置石等による列車脱線等の外部要因による事故防止のためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及していく必要があることから、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報活動を推進するものとする。また、県、市町等の防災関係機関は、ポスターの掲示場所の提供やチラシ類の配布等において可能な限り鉄軌道事業者に協力するものとする。

第2節 鉄軌道および鉄軌道車両の安全対策の推進

第1 鉄軌道事業者における安全対策の推進

鉄軌道事業者は、鉄軌道の安全な運行および鉄軌道車両の安全性を確保するため、次の対策を推進するものとする。

- (1) 事故災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害または列車の脱線等による線路または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施および防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (2) 乗務員および保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

- (3) 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うとともに、列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、監視の強化に努めるものとする。
- (4) 鉄軌道車両の安全性の確保を図るため、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また、鉄軌道車両の故障データおよび検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第2 県および市町における安全対策の推進

県および市町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動および県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を国と連携して重点的に実施するよう努めるものとする。

第3節 鉄軌道交通環境の整備

鉄軌道事業者は、次の対策を通じて鉄軌道交通環境の整備を推進するものとする。

- (1) 軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。
- (2) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備および充実に努めるものとする。
- (3) 国、県、市町および道路管理者と連携して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、中部運輸局、日本赤十字社福井県支部、鉄軌道事業者および（社）福井県医師会（以下第3部において「鉄道災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部、中部運輸局および鉄軌道事業者は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

鉄道災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

鉄道災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

鉄道災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

鉄道災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（路線図、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努めるものとする。

第3 鉄軌道事業者における活動能力の充実

鉄軌道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制および初期消火のための体制の整備に努めるものとする。

また、公安委員会その他の防災関係機関の協力のもとに、応急活動のための必要となる人員または資機材等の輸送のための緊急通行車両の確保に努めるものとする。

第4 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第5 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第6 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県および鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第7 災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、施設および鉄軌道車両の構造図等の資料をあらかじめ整備しておくものとする。

第4章 災害応急対策計画

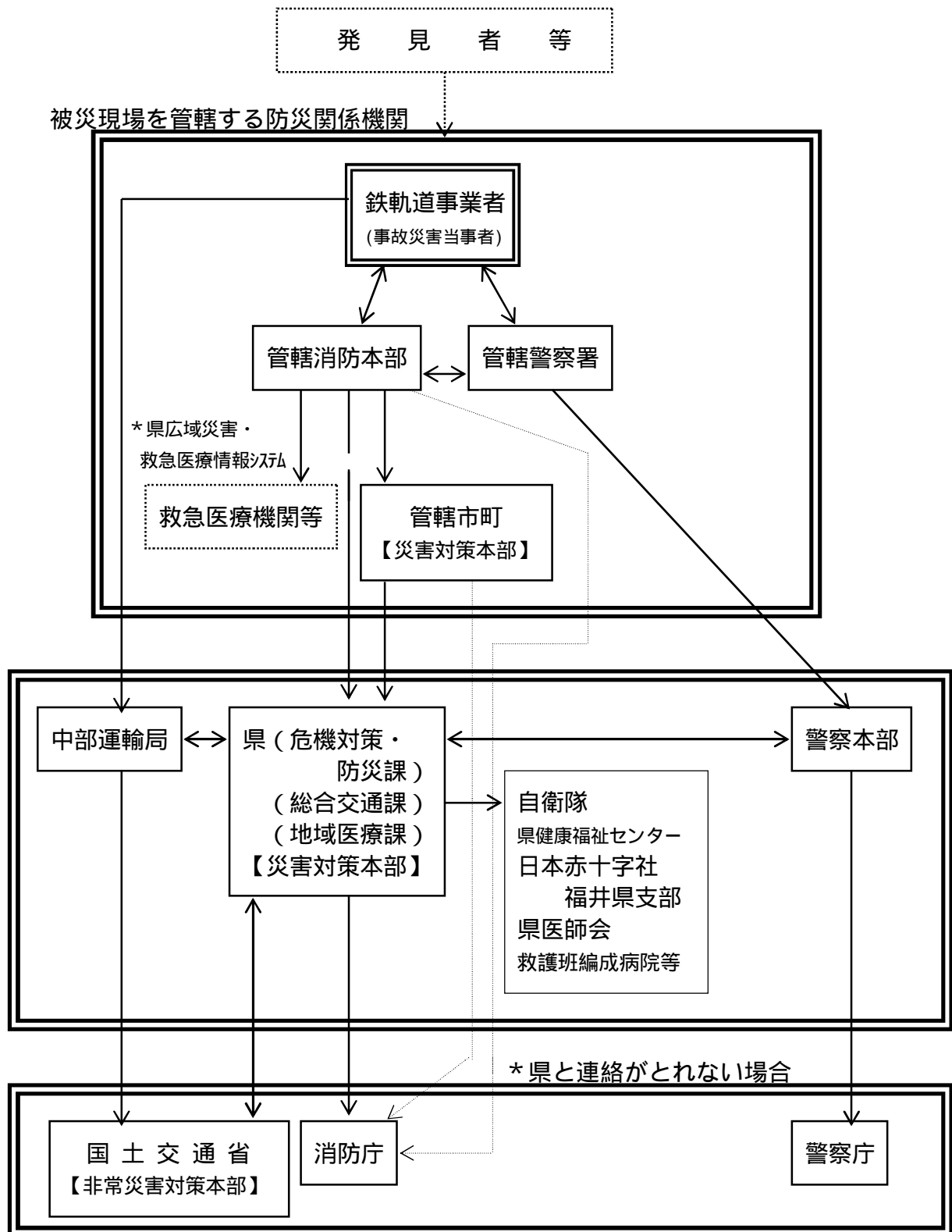
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

鉄道災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な鉄道事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（鉄道災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

鉄道災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次消防本部、警察署および中部運輸局に連絡するものとする。また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(2) 市町、消防本部および警察署

市町、消防本部および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

鉄道災害防災関係機関は、大規模な鉄道事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な鉄道災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において鉄道災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

中部運輸局、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、中部運輸局、鉄軌道事業者その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

鉄道災害防災関係機関は、鉄道災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

(3) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、利用者の交通を確保するため、振替輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない鉄軌道事業者等は、可能な限りこれに協力するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および鉄軌道事業者は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動が必要であると判断した場合は、管轄消防本部、警察本部および鉄軌道事業者の救助活動を支援するものとする。また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

オ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および鉄軌道事業者は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

オ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、（社）福井県医師会その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班（別表および別図参照）、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および鉄軌道事業者は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（第1参照）。

(5) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 危険物等の防除活動

管轄消防本部および管轄警察署は、鉄軌道事業者から流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性にあった防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第4節 広報活動

鉄道災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

鉄道災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを充分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

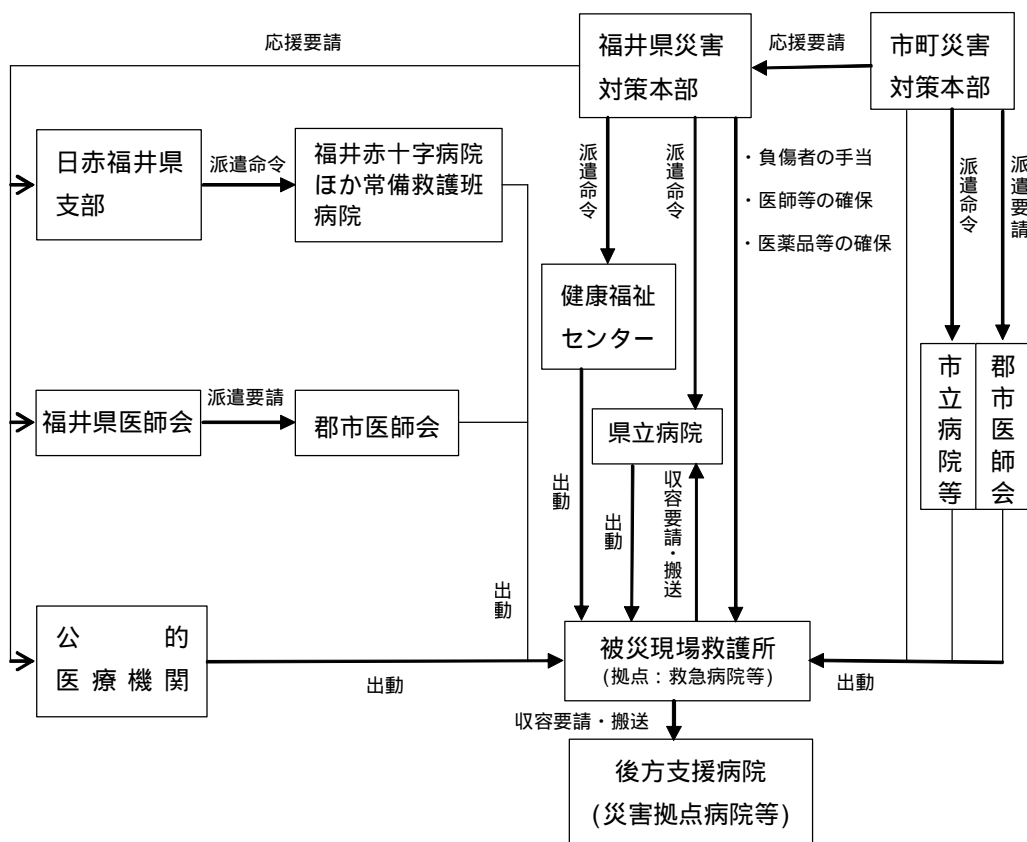
鉄道災害防災関係機関は、県民に対し、鉄道災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設および鉄軌道車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設および鉄軌道車両の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 再発防止対策の実施

第1 緊急点検

鉄軌道事業者は、類似の災害の再発防止のため、必要に応じ鉄軌道の緊急点検を実施するものとする。

第2 原因究明

鉄軌道事業者は、国土交通省と連携し、事故災害発生後その徹底的な原因究明のための事実の整理を、警察本部、消防本部等の協力を得て行うとともに、事故の再発を防止するため、必要に応じ専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第 4 部 道路災害対策

第4部 道路災害対策

第1章 想定する道路災害

(1) 災害事象

- ア 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の被災等による自動車への被害
- イ 道路上での重大事故（交通事故等）
- ウ 自動車の火災
- エ 自動車からの危険物等の流出等

(2) 災害の発生場所

- ア 北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道（県内）
- イ 一般国道、県道、市町道等

(3) 被災者等

- ア 自動車の乗客等
- イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	<ul style="list-style-type: none"> (1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)ヘリコプター受援体制の充実強化 (4)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (5)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (6)情報の収集・連絡 (7)活動体制等の確立 (8)緊急輸送活動の支援および調整 (9)救助・救急活動に係る応援要請等 (10)医療救護活動の実施、応援要請等 (11)消火活動に係る応援要請等 (12)広報活動の実施
警察本部 (公安委員会)	<ul style="list-style-type: none"> (1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)救助活動の実施 (8)危険物等の防除等 (9)交通安全施設の応急復旧 (10)広報活動の実施 (11)再発防止対策の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> (1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)医療救護活動の実施および調整 (7)広報活動の実施
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> (1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等 (6)活動体制等の確立 (7)救助・救急活動の実施 (8)消火活動の実施 (9)危険物等の防除等 (10)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
指定 地 方 行 政 機 関	中部地方整備局 (岐阜国道事務所) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務 所)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)緊急輸送のための交通の確保 (3)救助・救急活動の支援
自衛隊		(1)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	中日本高速道路(株) (福井保全・ サービスセンター) (敦賀保全・ サービスセンター) 西日本高速道路(株) (福知山高速道路 事務所)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、道路交通の安全にかかわる気象、地象および水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実を図るものとする。

第2 道路管理者の措置

道路管理者は、次の点に留意して道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 気象庁による気象、地象および水象に関する情報の有効活用体制の整備
- (2) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講じるための情報の収集および連絡体制の整備
- (3) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合の道路利用者に対する情報の提供体制の整備

第3 警察本部の措置

警察本部は、次の点に留意して道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 道路交通の安全のための情報の収集および連絡体制の整備
- (2) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合の道路利用者に対する情報の提供体制の整備

第2節 道路施設等の安全確保

道路管理者は、次の点に留意して道路施設等の安全確保に努めるものとする。

- (1) 点検を通じた道路施設等の現況の把握
- (2) 道路における災害を予防するための必要な施設の整備
- (3) 道路施設等の安全を確保するための必要な体制等の整備
- (4) 安全性および信頼性の高い道路ネットワークの計画的な整備

県および市町は、主要な道路施設等の被災による広域的な経済活動および県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を国と連携して重点的に実施するよう努めるものとする。

第3節 防災知識の普及

道路管理者は、相互に連携して道路利用者に対し災害時の対応等の防災知識の普及を推進するものとする。

特に、危険物等の運搬事業者に対しては、福井県高速道路危険物運搬車両事故防止等対策協議会等を通じて運搬車両の安全対策およびイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社福井県支部、（社）福井県医師会および道路管理者（以下第4部において「道路災害防災関係機関」という。）は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部および道路管理者は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

道路災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

道路災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

道路災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

道路災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料（道路施設、医療機関等を示した防災マップ等）の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県および道路管理者は、道路災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第6 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、重要な施設の構造図等の資料をあらかじめ整備しておくとともに、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

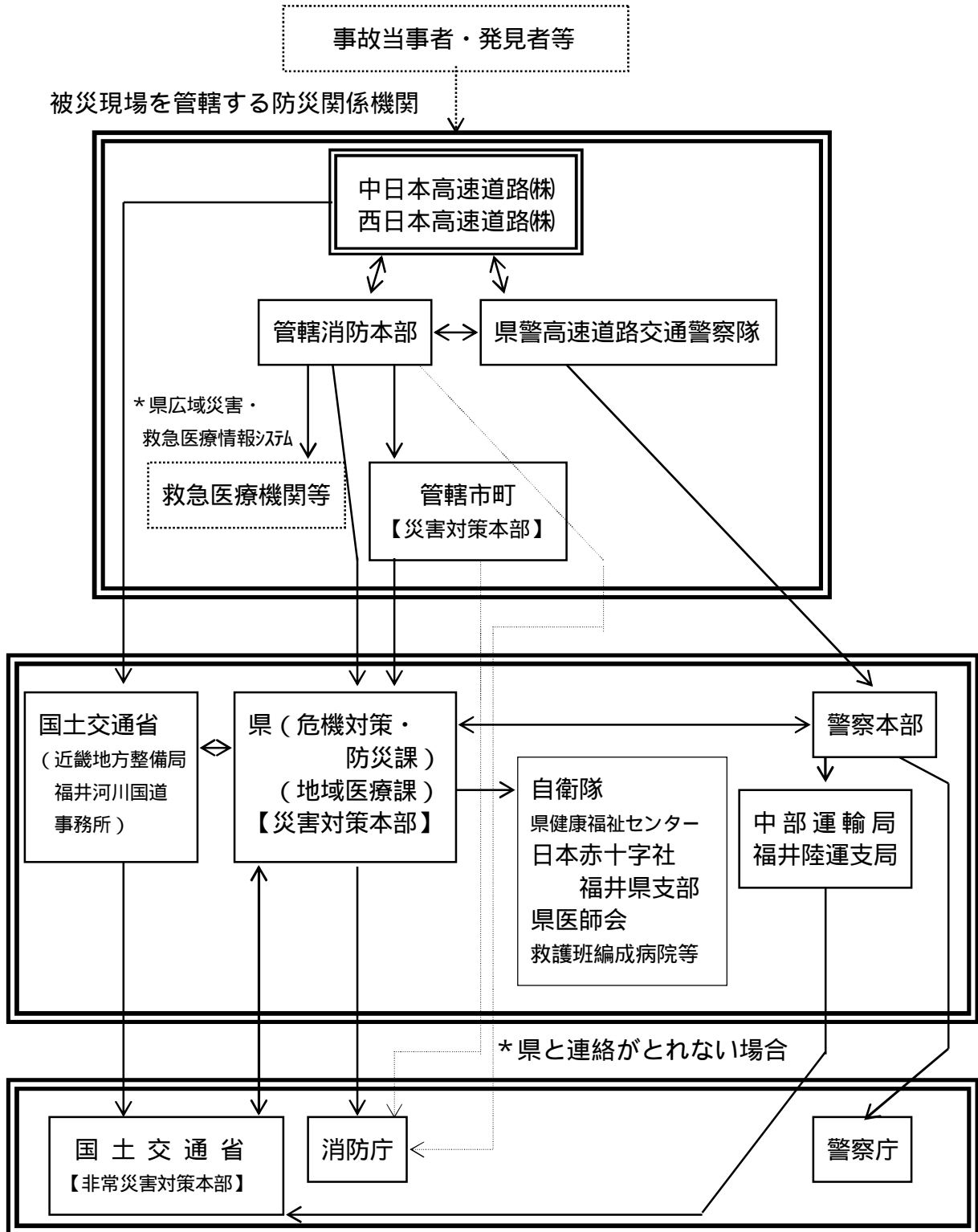
道路災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な道路事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

(1) 北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道で発生した場合

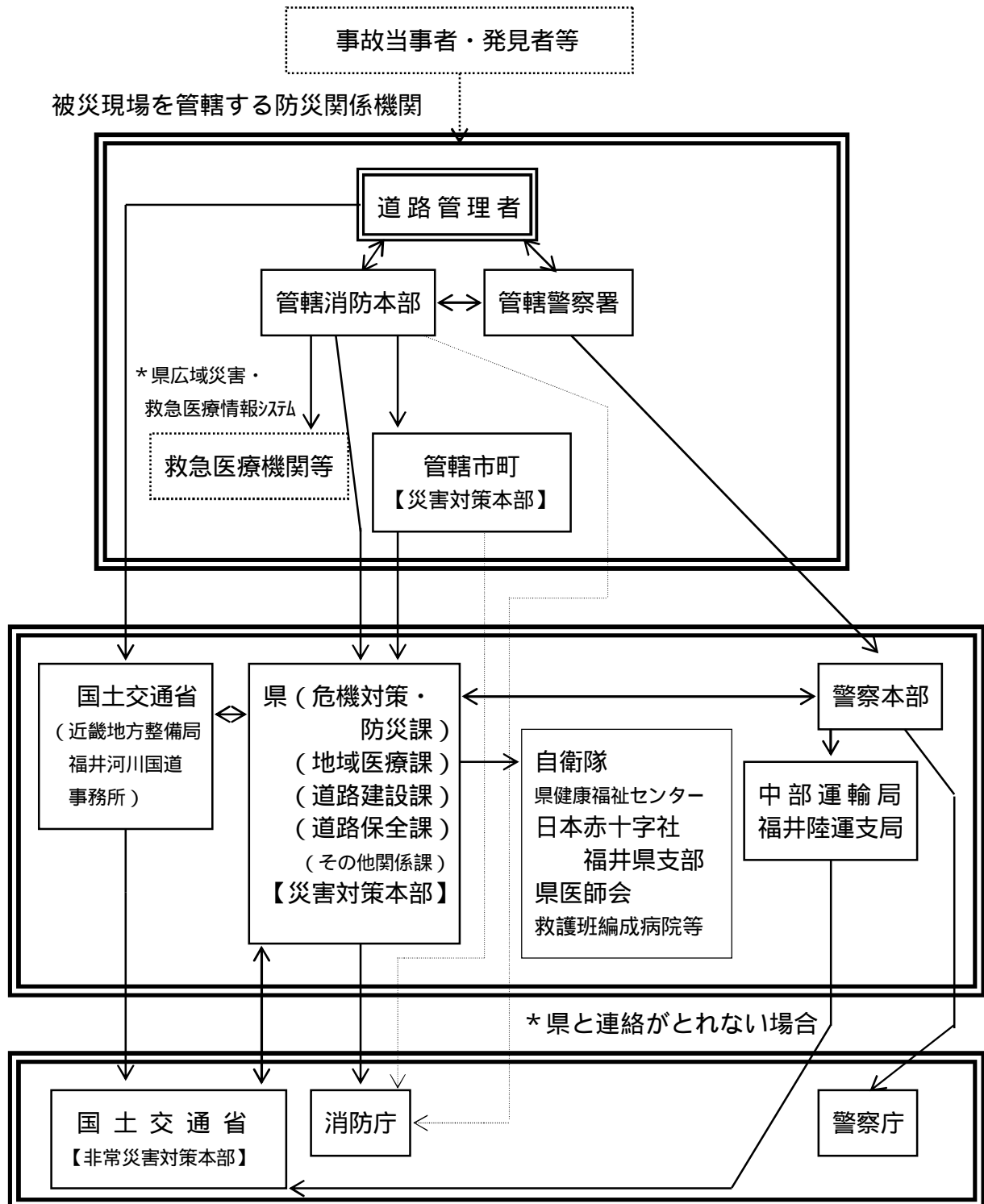
情報収集・連絡系統図（道路災害）1



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(2) 北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道以外の道路で発生した場合

情報収集・連絡系統図（道路災害）2



中部縦貫自動車道の場合は、中部地方整備局岐阜国道事務所

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

道路災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関へ連絡し、共有するものとする。

(1) 市町、消防本部、警察署および道路管理者

市町、消防本部および警察署（北陸自動車道または舞鶴若狭自動車道で発生した場合は高速道路交通警察隊）および道路管理者は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県、警察本部等に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(2) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

道路災害防災関係機関は、大規模な道路事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 道路管理者

道路管理者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な道路災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において道路災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、道路管理者その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

道路災害防災関係機関は、道路災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

(3) 通行の禁止・制限等および代替交通路の確保

道路管理者（道路管理員を含む。）および警察官は、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合等必要な場合は、道路法第46条第1項および第2項ならびに道路交通法第6条第4項の規定に基づき、通行の禁止、制限等の措置をとるものとする。この場合、道路管理者は、交通を確保するために必要な措置をとるものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および道路管理者は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動が必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

オ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部、敦賀海上保安部および道路管理者は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(5) 県

県は、管轄市町および管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 危険物等の防除活動

管轄警察署、管轄消防本部および道路管理者は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第6 道路施設および交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速な障害物の除去、仮設道路の設置等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 警察本部

警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 広報活動

道路災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

道路災害防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

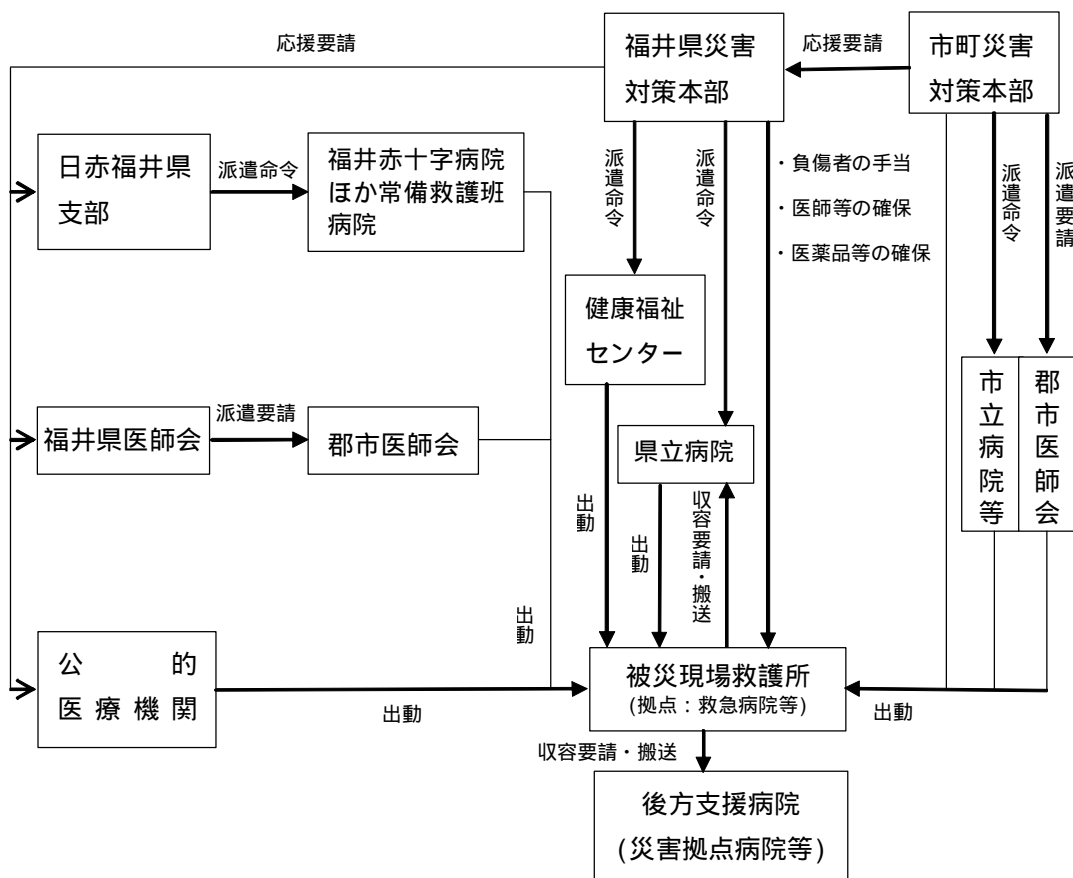
道路災害防災関係機関は、県民に対し、道路災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 再発防止対策の実施

第1 緊急点検

道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、必要に応じ道路施設の緊急点検を実施するものとする。また、警察本部は、必要に応じ交通安全施設の緊急点検を行うなどの措置を講ずるものとする。

第2 原因究明

道路管理者は、国土交通省と連携して、事故災害発生後その徹底的な原因究明のための事実の整理を、警察本部、消防本部等の協力を得て行うとともに、事故の再発を防止するため、必要に応じ専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第 5 部 危険物等災害対策

第5部 危険物等災害対策

第1章 想定する危険物等災害

(1) 災害事象

ア 危険物（消防法第2条第1項に規定する危険物をいう。以下同じ。）の漏えい・流出、火災および爆発

イ 高圧ガス（高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガスをいう。以下同じ。）の漏えい・流出、火災および爆発

ウ 火薬類（火薬類取締法第2条に規定する火薬類をいう。以下同じ。）の火災および爆発

エ 毒物（毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物をいう。以下同じ。）および劇物（毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物をいう。以下同じ。）の飛散、漏えい、流出等

(2) 災害の発生場所

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物または劇物（以下「危険物等」という。）を取り扱う事業所およびその周辺

(3) 被災者等

ア 危険物等を取り扱う事業所

イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物保安予防対策の推進 (2) 高圧ガス保安対策の推進 (3) 火薬類保安対策の推進 (4) 毒物および劇物保安対策の推進 (5) 危険物等の輸送保安対策の推進 (6) 情報の収集・連絡体制の強化 (7) 初動体制の充実 (8) ヘリコプター受援体制の充実強化 (9) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (10) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (11) 情報の収集・連絡 (12) 活動体制等の確立 (13) 災害の拡大防止活動の実施 (14) 緊急輸送活動の支援・調整 (15) 救助・救急活動に係る応援要請等 (16) 医療救護活動の実施、応援要請等 (17) 消火活動に係る応援要請等 (18) 施設および設備の応急復旧 (19) 広報活動の実施 (20) 被災した公共施設の復旧 (21) 再発防止対策の実施
警察本部 (公安委員会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・連絡体制の強化 (2) 初動体制の充実 (3) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (5) 活動体制等の確立 (6) 災害の拡大防止活動の実施 (7) 緊急輸送のための交通の確保 (8) 救助活動の実施 (9) 危険物等の防除等 (10) 広報活動の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・連絡体制の強化 (2) 初動体制の充実 (3) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (5) 活動体制等の確立 (6) 災害の拡大防止活動の実施 (7) 医療救護活動の実施および調整 (8) 施設および設備の応急復旧 (9) 広報活動の実施 (10) 被災した公共施設の復旧

機 関 名		事務または業務
	消防本部	(1)危険物保安予防対策の推進 (2)火薬類保安対策の推進 (3)危険物等の輸送保安対策の推進 (4)情報の収集・連絡体制の強化 (5)初動体制の充実 (6)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (7)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (8)情報の収集・連絡、避難誘導等 (9)活動体制等の確立 (10)災害の拡大防止活動の実施 (11)救助・救急活動の実施 (12)消火活動の実施 (13)危険物等の防除等 (14)広報活動の実施
指定 地 方 行 政 機 関	近畿経済産業局	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実
	原子力 安全・保安 院中部近畿産業保安 監督部近畿支部	(3)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)広報活動の実施
	第八管区海上保安 本部 (敦賀海上保安部)	(1)危険物等の輸送保安対策の推進 (2)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (3)緊急輸送のための交通の確保 (4)救助・救急活動の支援 (5)消火活動の実施
	自衛隊	(1)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 危険物保安予防対策の推進

県および消防本部は、危険物による災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、保安教育および訓練の徹底、自主保安体制の強化、自衛消防組織の育成ならびに防火意識の普及啓発を図る。また、危険物等の貯蔵または取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 保安教育の実施

県および消防本部は、事業者および危険物取扱者等の有資格者に対し、保安管理能力の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施するものとする。また、事業者は、事業所内において研修会等の保安教育を積極的に実施するとともに、事業所内の危険物取扱者に県が実施する保安講習を積極的に受講させるものとする。

第2 自主保安体制の確立

- (1) 消防本部は、事業者に対し、予防規程の作成および遵守ならびに自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を促進するものとする。
- (2) 事業者は、隣接する事業者との相互応援体制の強化を図るものとする。

第3 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、危険物の製造所、貯蔵所および取扱所（以下「危険物施設」という。）の位置、構造および設備について技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (3) 県は、事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行うものとする。
- (4) 県は、事業者に対し、危険物施設に対する地震、津波等の影響を遮断するための安全装置の設置等に関する指導を行うものとする。
- (5) 県は、事業者に対し、危険物取扱者の保安講習の受講の徹底についての指導を行うものとする。

第4 化学消防力の整備

- (1) 消防本部は、化学消防自動車、化学消火薬剤等の整備を図るものとする。
- (2) 事業者は、危険物による災害の拡大を防止するため、必要な資機材、化学消火薬剤等の整備および備蓄を推進するとともに、災害時の体制の整備を図るものとする。

第2節 高圧ガス保安対策の推進

県は、高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化および保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 自主保安体制の確立

- (1) 県は、事業者に対し、危害予防規程および保安教育計画の作成ならびに実施および事業者が行う定期自主検査の徹底を指導し、自主保安体制の確立を促進するものとする。
- (2) 事業者は、有資格者の製造保安責任者、販売主任者および液化石油ガス設備士を養成し、保安管理組織の整備により事業所内における責任体制の確立を図るものとする。
- (3) 事業者は、福井県高圧ガス地域防災協議会等を通して事故等に対する相互応援体制の強化を図るものとする。

第2 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (3) 県は、事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行うものとする。
- (4) 県は、保安係員、業務主任者、液化石油ガス設備士等に対し、高圧ガス保安協会等が実施する講習の受講の徹底について指導を行うものとする。

第3 保安意識の高揚

- (1) 県は、保安係員、業務主任者、液化石油ガス設備士等に対し、高圧ガス保安協会等が実施する講習会を通して関係法令および技術上の基準を周知徹底するものとする。
- (2) 県および事業者は、一般消費者が消火設備の管理、点検等の自主的な保安に取り組むよう指導することにより、保安意識の高揚を促進するものとする。

第3節 火薬類保安対策の推進

県および消防本部は、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化および保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 自主保安体制の確立

- (1) 県は、事業者に対し、保安教育計画の作成および実施を指導するものとする。

- (2) 県は、事業者に対し、火薬庫の定期自主検査計画の作成および実施を指導するものとする。
- (3) 事業者は、有資格者の火薬類取扱保安責任者を養成し、保安管理組織の整備により事業所内における責任体制の確立を図るものとする。

第2 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、技術上の基準の維持管理に関する保安検査を定期的実施するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (3) 県は、警察本部と緊密に連携し、火薬類の盗難防止を図るものとする。
- (4) 県は、福井県火薬類保安協会と合同で巡回指導を行い、火薬類の事故防止を図るものとする。
- (5) 県は、事業者に対し、非常時にとるべき措置に関する指導を行うものとする。

第3 保安意識の高揚

- (1) 県は、火薬類取扱保安責任者に対し、福井県火薬類保安協会が実施する講習会を通して関係法令および技術上の基準を周知徹底するものとする。
- (2) 県は、(社)日本煙火協会が主催する玩具煙火の安全消費運動等を通して、一般消費者に正しい使用方法を周知徹底するものとする。

第4節 毒物および劇物保安対策の推進

県は、毒物および劇物による災害の発生および拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立および保安指導の強化を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第1 自主保安体制の確立

- (1) 県は、事業者に対し、危害防止規程の作成および実施を指導するものとする。
- (2) 県は、事業者に対し、毒物および劇物の管理体制の確立、自主保安体制の確立、事故の際の措置等について指導するものとする。

第2 保安指導の強化

- (1) 県は、事業者に対し、立入検査を適時実施するものとする。
- (2) 県は、立入検査の際に施設および設備の定期自主点検および従業員等に対する定期的な保安教育の実施状況等について確認するとともに、必要な指導を行うものとする。

第5節 危険物等の輸送保安対策の推進

第1 危険物等積載車両等の保安予防

- (1) 県および消防本部は、輸送車両の立入検査を適宜実施するものとする。
- (2) 敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶に対し、巡視船艇による巡視警戒を実施するとともに、特に主要港においては立入検査を実施するものとする。
- (3) 危険物を積載した船舶、航空機、鉄道等の保安防災対策については、各関係法令に基づき災害を防止し、安全確保を図るための措置を講ずるものとする。

第2 事業者の措置

事業者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送時における災害発生の防止を図るものとする。

- (1) 積降作業の監視体制および輸送過程における安全装置の整備
- (2) 輸送経路を管轄する消防本部をはじめとする関係機関との連携強化および災害発生時における応急対策計画の作成
- (3) イエローカードの携行の徹底
- (4) 危険物等の輸送に従事する者に対する防災知識の普及および応急対策訓練の実施

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、近畿経済産業局、原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部近畿支部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会(以下第5部において「危険物等災害防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部、近畿経済産業局および原子力安全・保安院中部産業保安監督部近畿支部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

危険物等災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)および情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

危険物等災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

危険物等災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速・的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

危険物等災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、本計画第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、消防本部および事業者は、危険物等災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

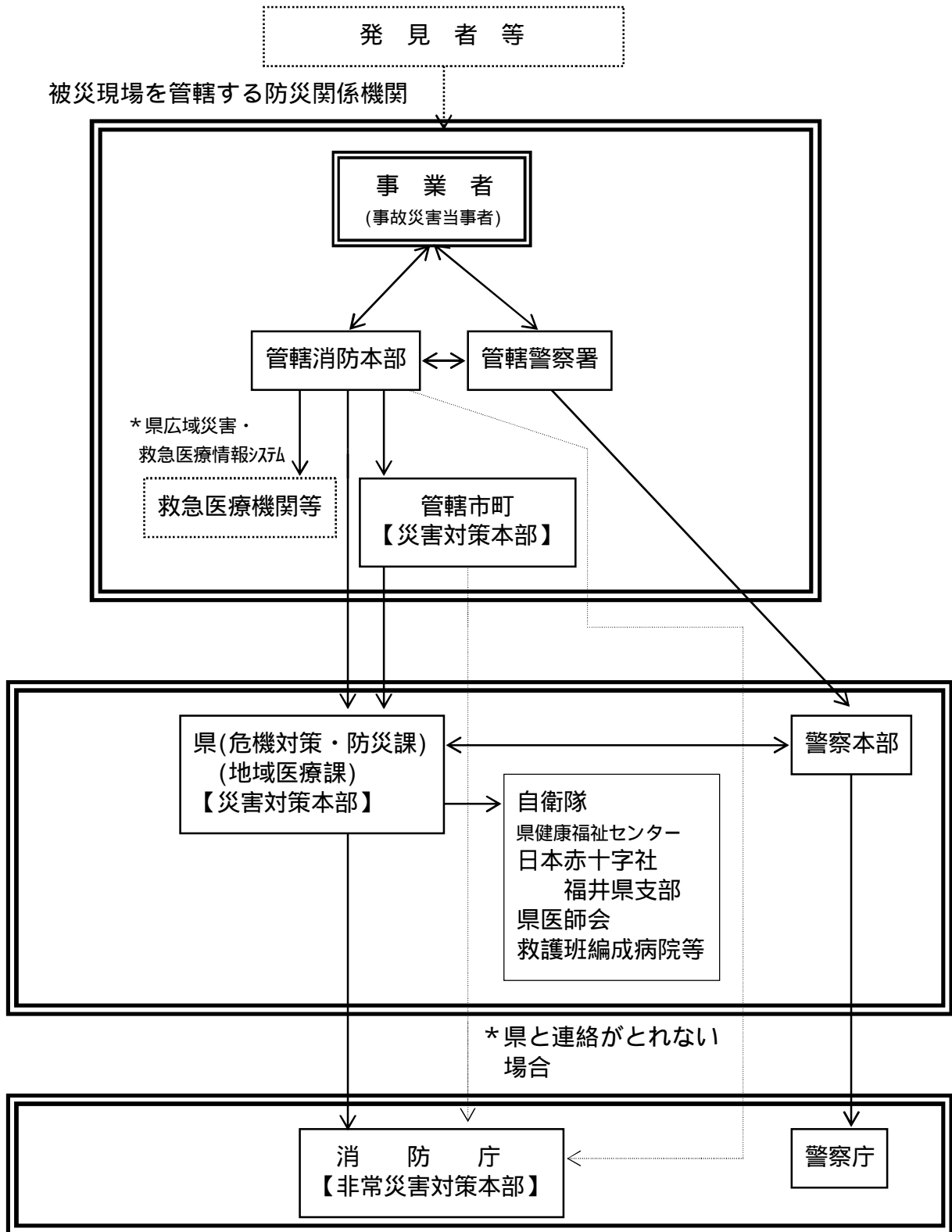
危険物等災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な危険物等事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、事故現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

(1) 危険物

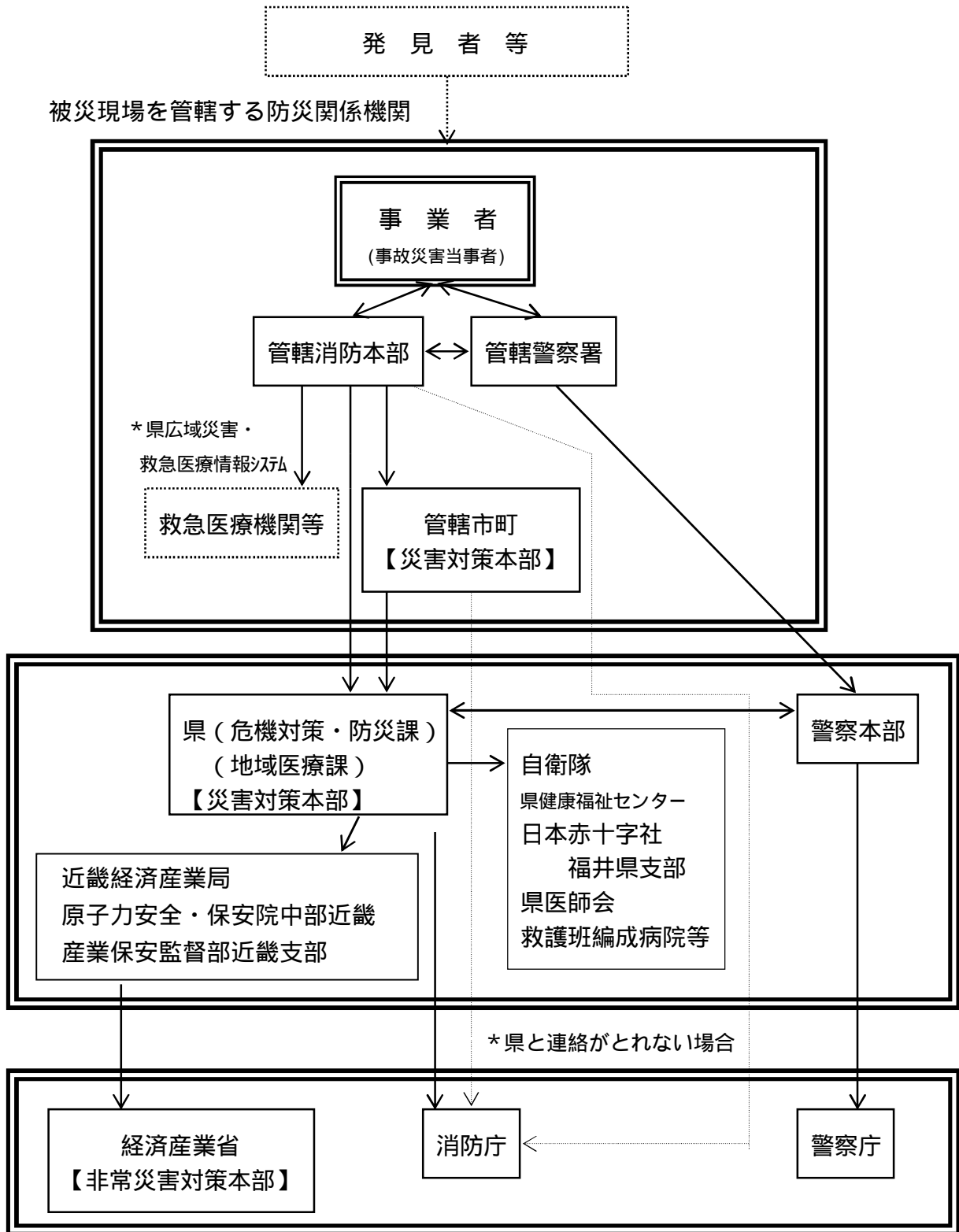
情報収集・連絡系統図（危険物等災害）1



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(2) 高圧ガス

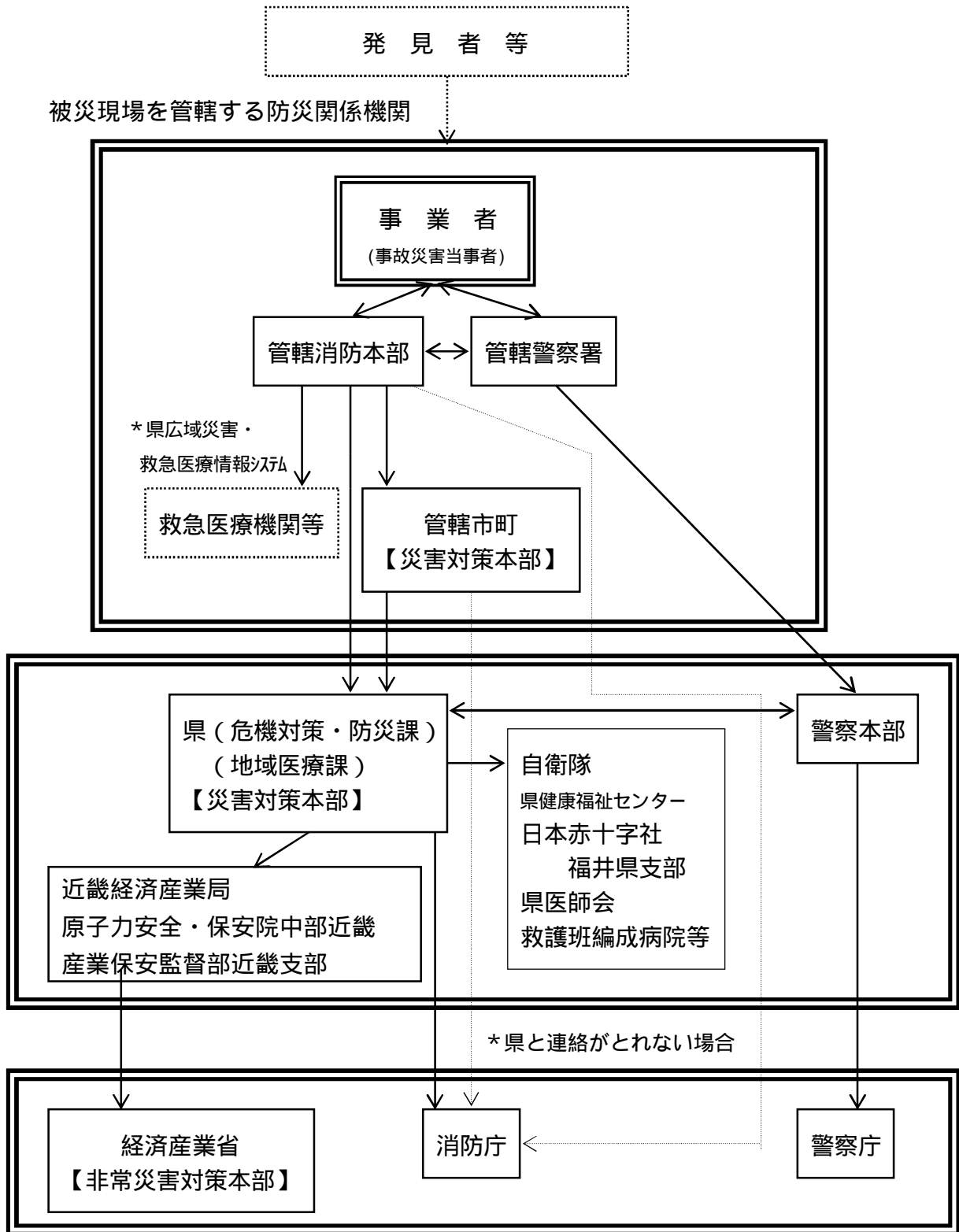
情報収集・連絡系統図（危険物等災害）2



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

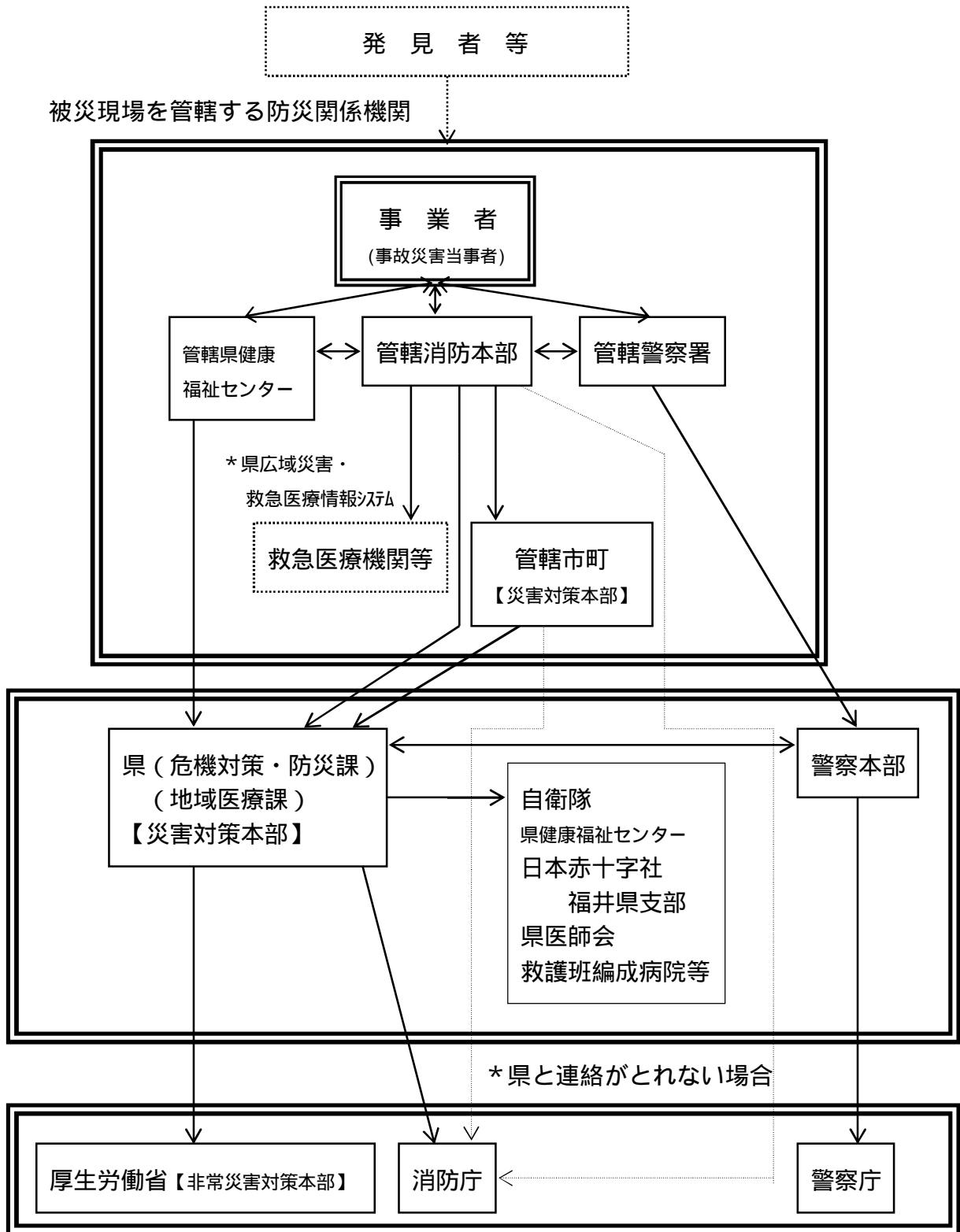
(3) 火薬類

情報収集・連絡系統図（危険物等災害）3



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

(4) 毒物および劇物
 情報収集・連絡系統図（危険物等災害）4



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

危険物等災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 事業者

事業者は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次県、消防本部、警察署等に連絡するものとする。

(2) 市町、消防本部等

市町、消防本部、警察署等は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

危険物等災害防災関係機関は、大規模な危険物等事故の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 事業者

事業者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、大規模な危険物等災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において危険物等災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

近畿経済産業局、原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部近畿支部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

危険物等災害防災関係機関は、危険物等災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害発生時に的確な応急点検、応急措置等を講じるものとする。

県、警察本部、管轄市町および管轄消防本部は、危険物等災害時に危険物等の流出および拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を実施するものとする。

第2 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通管制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第2参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動で必要であると判断した場合は、管轄消防本部および警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第2参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第2参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第2参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

- (イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。
- (ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。
- (エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- (オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。
- (カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第2参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第2参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第2参照）。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で消火活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ消火活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第2参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第6 危険物等の防除活動

管轄警察署および消防本部は、事業者から流出物の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第7 施設および設備の応急復旧

県および市町等は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設および設備の緊急点検を行うとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第4節 広報活動

事業者および危険物等災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者への情報の提供

事業者および危険物等災害防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関の情報応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

事業者および危険物等災害防災関係機関は、県民に対し、危険物等災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

県および市町等は、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用し、環境に配慮しつつ、被災した公共施設の迅速かつ円滑な復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 再発防止対策の実施

県および事業者は、指定地方行政機関と連携し、警察本部、消防本部等の協力を得て、事故災害発生後その徹底的な原因究明に努め、その結果を踏まえ、危険物等関係施設の安全性の向上を図ることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第6部 大規模な火事災害対策

第6部 大規模な火事災害対策

第1章 想定する大規模な火事災害

- (1) 災害の発生場所
 - ア 住宅密集地
 - イ 高層建築物
 - ウ 特殊建築物
- (2) 被災者等
 - ア 火災発生場所
 - イ 火災発生場所周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)火災に強いまちづくりの推進 (2)防災空間の整備 (3)出火予防対策の推進 (4)延焼予防対策の推進 (5)情報の収集・連絡体制の強化 (6)初動体制の充実 (7)ヘリコプター受援体制の充実強化 (7)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (8)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (9)情報の収集・連絡 (10)活動体制等の確立 (11)緊急輸送活動の支援および調整 (12)救助・救急活動に係る応援要請等 (13)医療救護活動の実施、応援要請等 (14)消火活動に係る応援要請等 (15)施設および設備の応急復旧
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)救助活動の実施 (8)広報活動の実施
市町	(1)火災に強いまちづくりの推進 (2)防災空間の整備 (3)出火予防対策の推進 (4)延焼予防対策の推進 (5)情報の収集・連絡体制の強化 (6)初動体制の充実 (7)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (8)情報の収集・連絡、避難誘導等 (9)活動体制等の確立 (10)医療救護活動の実施および調整 (11)施設および設備の応急復旧 (12)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
	消防本部	(1)出火予防対策の推進 (2)延焼予防対策の推進 (3)情報の収集・連絡体制の強化 (4)初動体制の充実 (5)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (6)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡、避難誘導等 (8)活動体制等の確立 (9)救助・救急活動の実施 (10)消火活動の実施 (11)広報活動の実施
指定 地 方 行 政 機 関	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)火災気象通報の実施
	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)緊急輸送のための交通の確保
自衛隊		(1)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 火災に強いまちづくりの推進

県および市町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進するものとする。

(1) 市街地再開発の推進

県および市町は、低層の木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐火建築物の建築および公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発事業を推進するとともに、地区住民に対する指導および助言を積極的に行うものとする。

(2) 土地区画整理事業の推進

県および市町は、幹線街路、区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配置および防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進するものとする。

第2節 防災空間の整備

第1 都市公園の整備

県および市町は、災害時に避難場所または防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。

第2 都市緑地等の整備

県および市町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進するものとする。

第3 道路の整備

- (1) 県および市町は、広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行うものとする。
- (2) 県および市町は、幹線道路については、災害時における緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備するものとする。
- (3) 県および市町は、幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備するものとする。

第4 河川空間の整備

県および市町は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図るものとする。

第5 港湾空間の整備

国、県および市町は、港湾背後市街地内での避難場所と連携して、港湾区域内に避難緑地等を整備し、防災空間としての活用を図るものとする。

第3節 出火予防対策の推進

第1 一般家庭に対する指導

- (1) 県、市町および消防本部は、防火意識の普及啓発に努める。
- (2) 消防本部は、一般家庭に対し、火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

第2 立入検査の強化

消防本部は、消防法第4条の規定に基づく立入検査を、消防対象物の用途、地域の特性等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化するものとする。

第3 防火管理者制度の推進

消防本部は、消防法第8条第1項の規定に基づき、多人数を収容する防火対象物の管理者等に対し、防火管理者を定め、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、避難用設備等の維持管理および収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせるよう指導するものとする。

第4 消防設備保守体制の充実

- (1) 消防本部は、防火管理者に対し、消防用設備等の適正な整備を指導するものとする。
- (2) 県は、消防設備士講習を定期的に行い、消防設備士に対し、その受講を徹底するものとする。

第5 火災警報の発令および周知徹底

(1) 火災気象通報

福井地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を直ちに知事に通報するものとする。通報を受けた知事は、同法同条第2項の規定に基づき県防災行政無線等を通じて直ちにこれを市町長に通報するものとする。

(2) 火災気象通報基準

福井地方気象台長は、全県または嶺北・嶺南を分割して、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたとき、知事に対し火災気象通報を行うものとする。

ア 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

イ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき

(3) 火災警報の発令

市町長は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発し、住民等に対する周知等必要な措置を講ずるものとする。

第4節 延焼予防対策の推進

第1 消防力の強化

(1) 消防計画に基づく消防活動体制の整備

消防本部は、初動および活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の整備ならびに消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進めるものとする。

(2) 避難場所・避難路周辺等の安全確保

消防本部は、避難場所、避難路等周辺の安全確保および初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽、可搬式動力ポンプ等を配備し、地域住民の安全確保を図るものとする。

(3) 消防団活動体制の整備強化

消防本部は、地域住民に対する地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進および消防団の活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の整備を図るものとする。

(4) 防火水槽等消防水利の整備

ア 消防本部は、消防水利の不足地域および消防活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利を整備し、消防活動体制の整備強化を図るものとする。

イ 消防本部は、消防水利の整備に当たっては、消火栓のみに偏ることなく、多様な水利施設の整備を図るものとする。

ウ 消防本部は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、効果的な消防水利の整備確保を図るものとする。

(5) 消防応援体制の整備

消防本部および市町は、単独では対処不可能な火災が発生した場合に備えて、「福井県広域消防相互応援協定」および「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制および受入体制の整備を図るものとする。

第2 建築物の不燃化

(1) 防火地域、準防火地域等の指定

県および市町は、容積率 400%以上の商業地域において防火地域の指定を推進するとともに、建ぺい率の上限が80%の商業地域および近隣商業地域において準防火地域の指定を推進し、市街地の延焼防止を図るものとする。

(2) 公営住宅の不燃化推進

県および市町は、既存の公営住宅の不燃化を、建て替えにより推進するものとする。併せて、団地内に公園、緑地、通路等を確保することにより、火災に強い公営住宅づくりを推進するものとする。

(3) 建築基準法の遵守

ア 県および市町は、木造の建築物について、屋根の不燃措置、外壁の延焼防止措置等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

イ 県および市町は、不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物および危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または準耐火建築物とするなど、建築物の不燃および耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

ウ 県および市町は、不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1000m²を越える建築物、無窓建築物、火気使用室等は、その壁および天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会(以下第6部において「火事災害防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町および消防本部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

火事災害防災関係機関は、情報が確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

火事災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

火事災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

火事災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、市町および消防本部は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

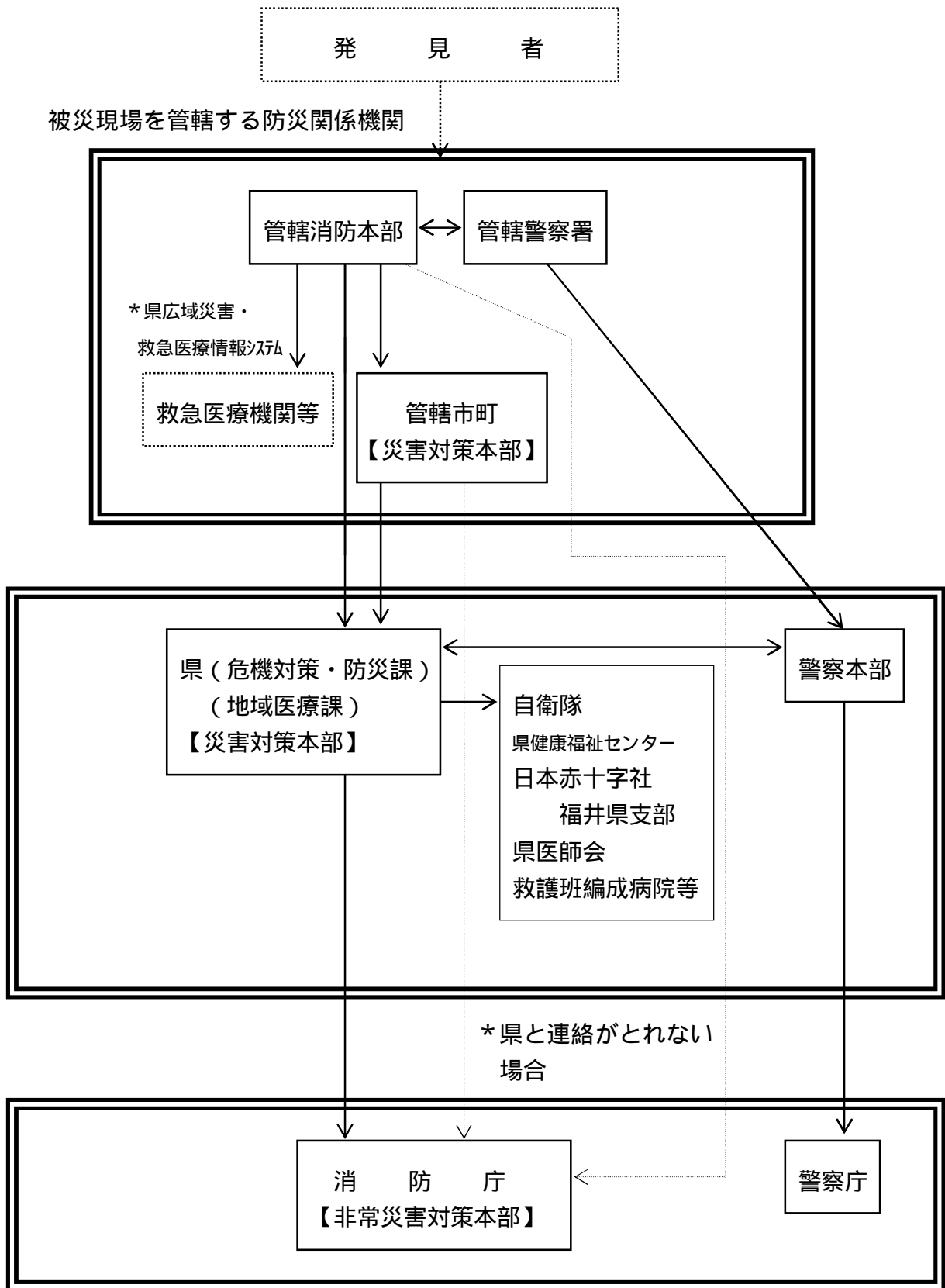
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

火事災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な火事災害の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、火災現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（大規模な火事災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

火事災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 消防本部

消防本部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市町、警察署および県に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(2) 市町および警察署

市町および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

火事災害防災関係機関は、大規模な火事災害の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、火事災害により大規模な被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において大規模な被害の発生のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合には、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

火事災害防災関係機関は、大規模な火事災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、公安委員会は、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターまたは警備艇（海上での救助の場合）を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(I) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班(別表および別図参照)、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、相互に連携して迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 施設および設備の応急復旧

県、市町等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフラインおよび公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第4節 広報活動

火事災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努めるものとする。

第1 被災者の家族等への情報の提供

火事災害防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

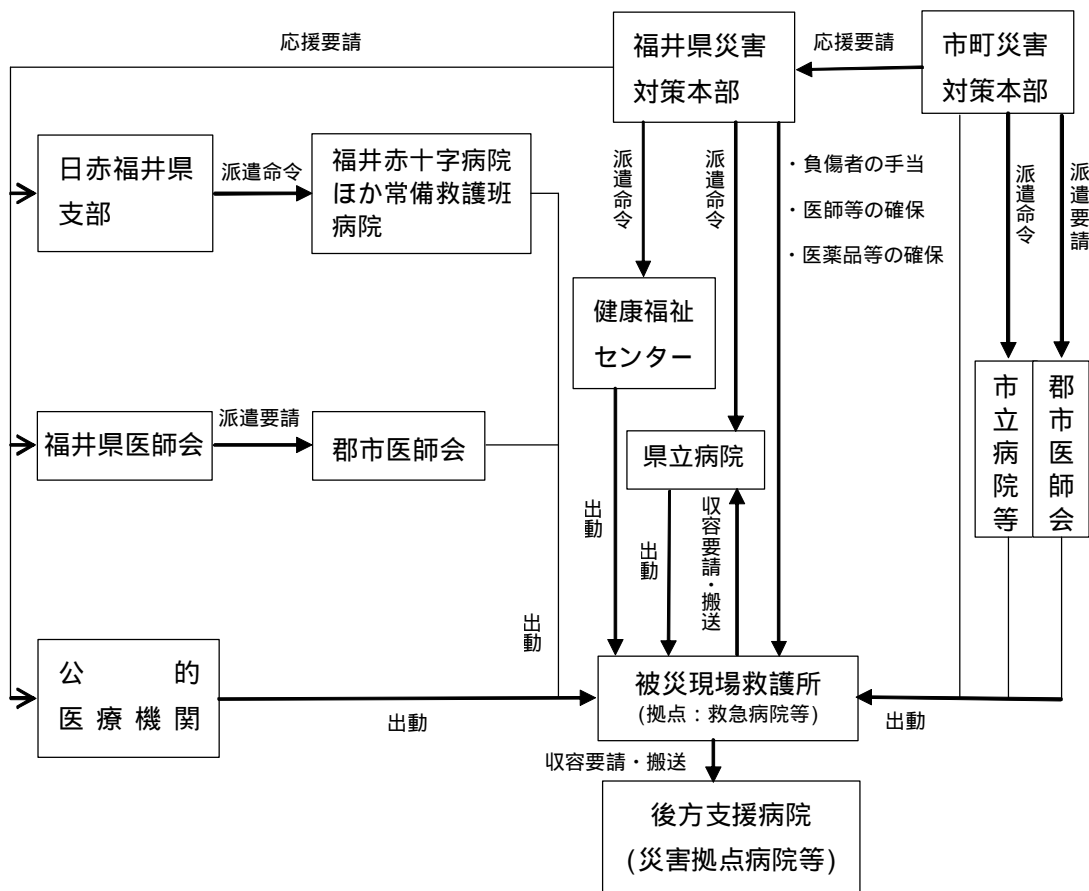
火事災害防災関係機関は、県民に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報などニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	3
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧・復興計画

大規模な火事災害後の復旧および復興については、「福井県地域防災計画（本編）」第4章に準拠するものとする。

第7部 林野火災対策

第7部 林野火災対策

第1章 想定する林野火災

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務および業務
福井県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防火思想の普及 (2) 監視体制の強化 (3) 予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4) 情報の収集・連絡体制の強化 (5) 初動体制の充実 (6) ヘリコプター受援体制の充実強化 (7) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (8) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (9) 情報の収集・連絡 (10) 活動体制等の確立 (11) 緊急輸送活動の支援および調整 (12) 救助・救急活動に係る応援要請等 (13) 医療救護活動の実施、応援要請等 (14) 消火活動に係る応援要請等 (15) 二次災害の防止 (16) 広報活動の実施 (17) 被災施設の復旧等
警察本部 (公安委員会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・連絡体制の強化 (2) 初動体制の充実 (3) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (5) 活動体制等の確立 (6) 緊急輸送のための交通の確保 (7) 救助活動の実施 (8) 広報活動の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防火思想の普及 (2) 監視体制の強化 (3) 予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4) 消防体制の整備 (5) 情報の収集・連絡体制の強化 (6) 初動体制の充実 (7) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (8) 情報の収集・連絡、避難誘導等 (9) 活動体制等の確立 (10) 医療救護活動の実施および調整 (11) 二次災害の防止 (12) 広報活動の実施 (13) 被災施設の復旧等

機 関 名		事務および業務
	消防本部	(1)防火思想の普及 (2)監視体制の強化 (3)予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4)消防体制の整備 (5)情報の収集・連絡体制の強化 (6)初動体制の充実 (7)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (8)林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (9)情報の収集・連絡、避難誘導等 (10)活動体制等の確立 (11)救助・救急活動の実施 (12)消火活動の実施 (13)広報活動の実施
指定 地 方 行 政 機 関	近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1)防火思想の普及 (2)監視体制の強化 (3)予防施設および林野火災対策用資機材の整備 (4)情報の収集・連絡体制の強化 (5)初動体制の充実 (6)林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡、避難誘導 (8)活動体制等の確立 (9)二次災害の防止 (10)広報活動の実施 (11)被災施設の復旧等
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1)火災気象通報の実施
自衛隊		(1)林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣

機 関 名		事務および業務
指定 公 共 機 関 お よ び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師 会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 防火意識の普及啓発

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、森林組合等の協力を得て、火災多発期に、地域住民、森林労務従事者、林野工事従事者その他の入山者等（以下「入山者等」という。）に対し、パンフレットの配布、ポスターおよび標識の掲示等により、林野火災予防意識の普及啓発を図るものとする。

また、県および林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域内の市町は、当該地域において、地域の特性に配慮しつつ、当該市町による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第2節 監視体制の強化

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、乾燥注意報、強風注意報等が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、巡視および監視を強化し、入山者等に対し、一層の防火意識を喚起し、火気取扱い上の指導を行って火災の発生を防止するものとする。

(1) 火災警報の発令および周知徹底

ア 火災気象通報

福井地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を直ちに知事に通報するものとする。通報を受けた知事は、同法同条第2項の規定に基づき県防災行政無線等を通じて直ちにこれを市町長に通報するものとする。

イ 火災気象通報基準

福井地方気象台長は、全県または嶺北・嶺南を分割して、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたとき、知事に対し火災気象通報を行うものとする。

(ア) 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

(イ) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき

ウ 火災警報の発令

市町長は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、火災警報を発し、入山者等に対する周知等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 火入れの協議

市町長は、火入れによる出火を防止するため、森林法第21条第1項の規定に基づく許可に当たっては、時期、許可条件等について、事前に消防本部と十分調整するものとする。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合には、当該市町に通知するものとする。

(3) たき火等の制限

市町長は、気象状況によっては、入山者等に火を使用しないように指導するものとする。また、火災の警戒上特に必要と認めるときは、消防法第23条の規定に基づき、期間を限って一定区域内におけるたき火または喫煙を制限するものとする。

第3節 予防施設および林野火災対策用資機材の整備

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所およびこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備と備蓄を推進するものとする。

(1) 予防施設

林野火災の危険度の高い市町は、防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、効果的な消防活動等に必要なヘリポートの整備に努めるものとする。

(2) 林野火災対策用資機材

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、空中消火資機材、可搬式ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等の消火作業用機器および消火薬剤を整備ならびに備蓄するものとする。

第4節 消防体制の整備

市町および消防本部は、県、福井森林管理署、自衛隊、警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、消防本部は、空中消火資機材等の取扱いに習熟するものとする。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図るものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会(以下第7部において「林野火災防災関係機関」という。)は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部および福井森林管理署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。なお、林野火災マップについては、相互に共有しておき、発災場所の連絡等が円滑に図れるようにしておくものとする。

(3) 情報の収集・連絡

林野火災防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備(夜間・休日分を含む。)および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

林野火災防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

林野火災防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

林野火災防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、市町、消防本部および福井森林管理署は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

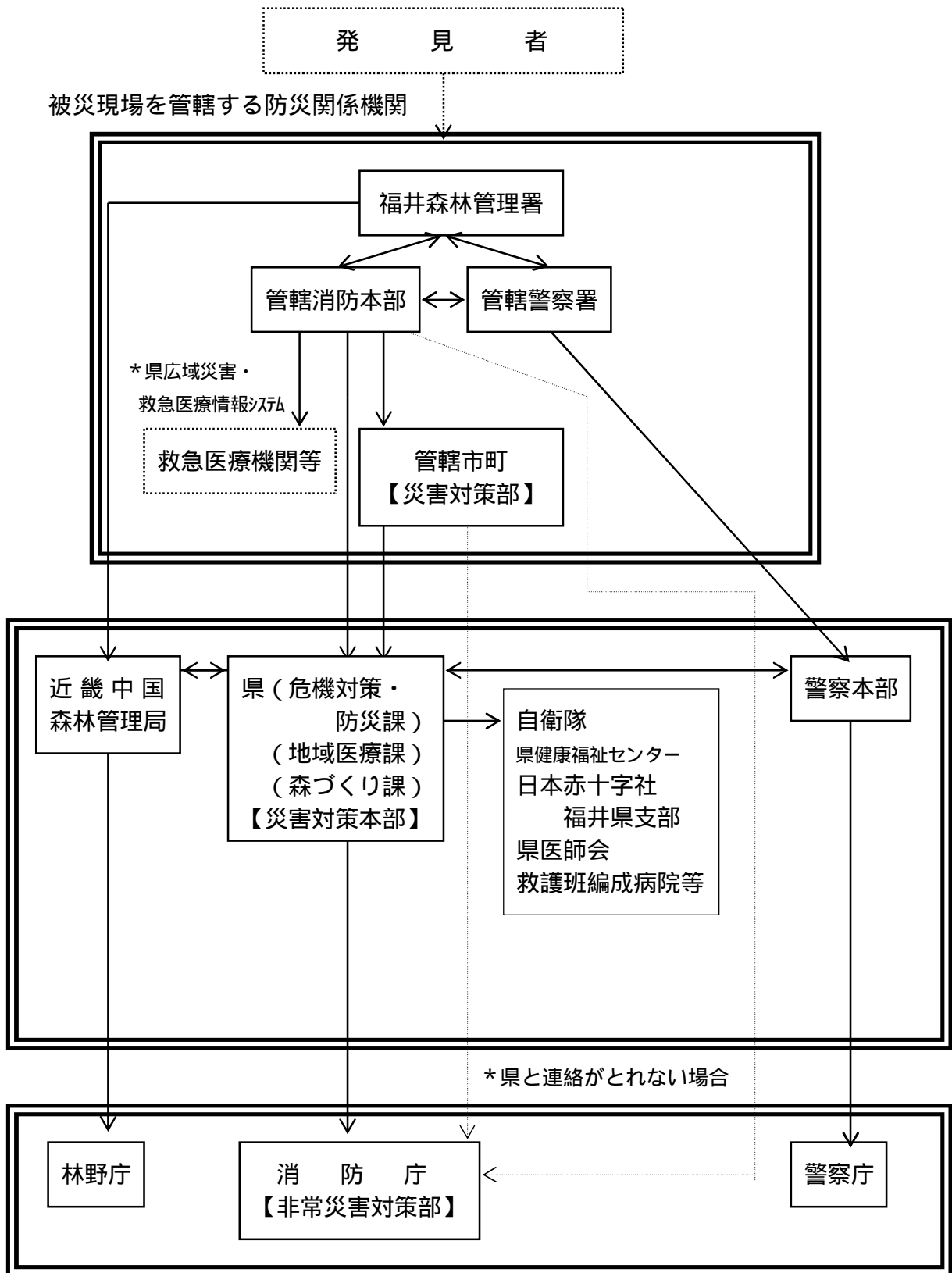
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

林野火災防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、林野火災の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。また、火災現場付近において避難誘導等を適切に行う。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（林野火災）



（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

林野火災防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 消防本部

消防本部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市町、警察署、県および福井森林管理署に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 市町および警察署

市町および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら被害情報等を収集するものとし、その際、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制等の確立

林野火災防災関係機関は、林野火災の発生情報および被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 活動体制の確立

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(2) 県

ア 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

イ 知事は、林野火災により大規模な被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

ウ 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において大規模な被害の発生のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

(4) その他

福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部その他防災関係機関と協議の上、必要に応じて「事故災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第3節 救援活動

林野火災防災関係機関は、林野火災発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて通行の禁止または制限の措置を講じるものとする。

当該措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町および関係消防本部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターを出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、警察本部、関係市町および関係消防本部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

ウ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、日本赤十字社福井県支部および(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班（別表および別図参照）、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、警察本部、関係市町および関係消防本部は、相互に連携して消火活動を実施するものとする。

(1) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(3) 県

県は、管轄市町および管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 二次災害の防止活動

県、市町および福井森林管理署は、林野火災により河川の流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意して二次災害の防止に努めるものとする。また、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その際、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第4節 広報活動

林野火災防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者への情報の提供

林野火災防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

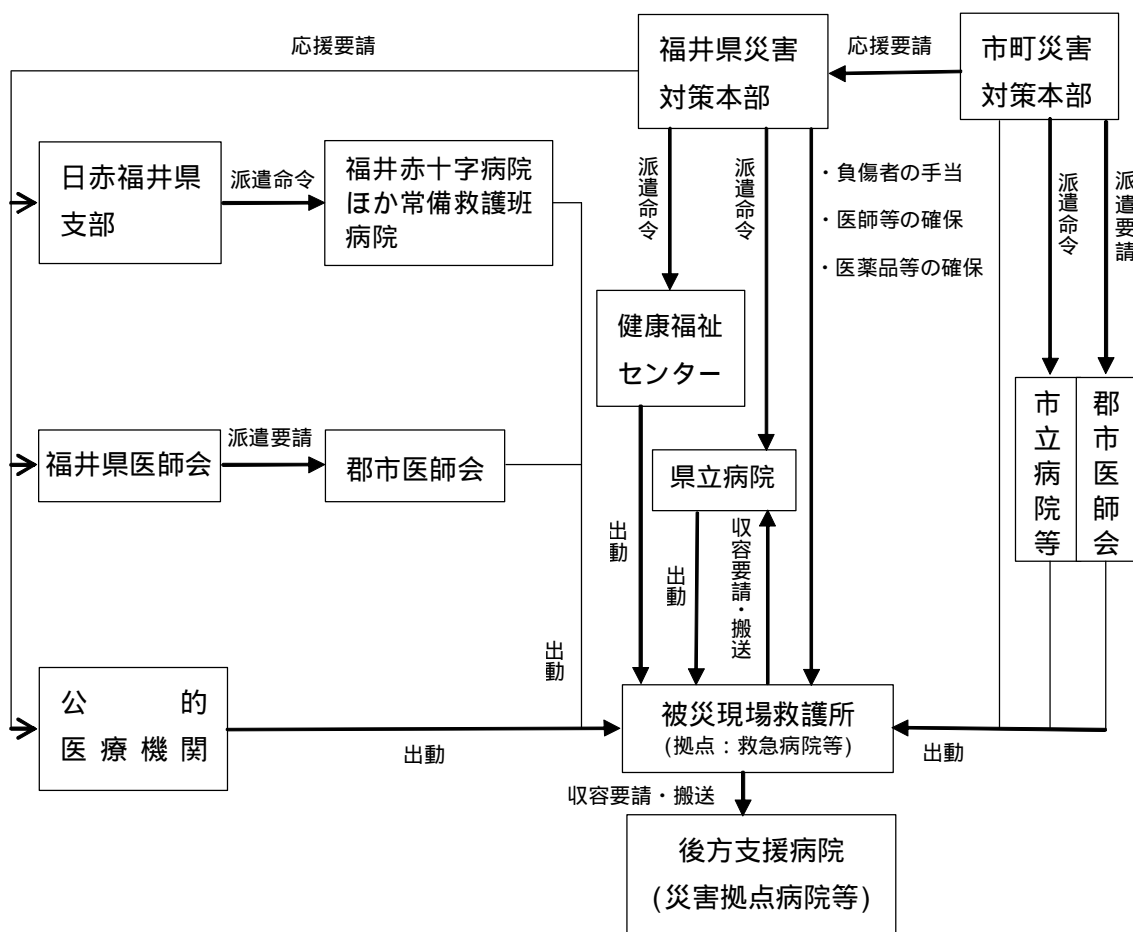
林野火災防災関係機関は、県民に対し、林野火災の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第3(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	33
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第3(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

県および防災関係機関は、あらかじめ定めた物資および資材の調達計画ならびに人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援するものとする。また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第 8 部 海上災害対策

第 8 部 海上災害対策

第 1 章 想定する海上災害

- (1) 災害事象
船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難
- (2) 災害の発生場所
福井県の沿岸水域
- (3) 被災者等
船舶の乗員、乗客等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務

機 関 名	事務または業務
福井県	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)ヘリコプター受援体制の充実強化 (4)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (5)海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (6)情報の収集・連絡 (7)活動体制等の確立 (8)緊急輸送活動の支援および調整 (9)捜索活動に係る応援要請等 (10)救助・救急活動に係る応援要請等 (11)医療救護活動の実施、応援要請等 (12)消火活動に係る応援要請等 (13)広報活動の実施 (14)被災した公共施設の復旧
警察本部 (公安委員会)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡、避難誘導等 (5)活動体制等の確立 (6)緊急輸送のための交通の確保 (7)捜索活動の実施 (8)救助活動の実施 (9)広報活動の実施
市町	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (4)情報の収集・連絡 (5)活動体制等の確立 (6)医療救護活動の実施および調整 (7)広報活動の実施 (8)被災した公共施設の復旧
消防本部	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡、避難誘導等 (6)活動体制等の確立 (7)捜索活動の実施 (8)救助・救急活動の実施 (9)消火活動の実施 (10)広報活動の実施

機 関 名		事務または業務
指定 地方 行政 機関	東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1)気象情報の充実
	第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1)海上交通の安全のための情報の充実 (2)船舶の安全な運行の確保 (3)海上防災思想の普及 (4)情報の収集・連絡体制の強化 (5)初動体制の充実 (6)海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施 (7)情報の収集・連絡 (8)活動体制等の確立 (9)緊急輸送のための交通の確保 (10)捜索活動の実施 (11)救助・救急活動の実施 (12)消火活動の実施 (13)二次災害の防止 (14)広報活動の実施 (15)船舶交通の危険防止
自衛隊		(1)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (2)部隊の災害派遣
指定 公共 機関 および 指定 地方 公共 機関	日本赤十字社 (福井県支部)	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣命令等 (8)広報活動の実施
	(社)福井県医師会	(1)情報の収集・連絡体制の強化 (2)初動体制の充実 (3)県広域災害・救急医療情報システムの習熟 (4)海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力 (5)情報の収集・連絡 (6)活動体制等の確立 (7)救護班の派遣要請等 (8)広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 海上交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の充実

福井地方気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風、海霧等気象の状況、波浪、海面水温等水象の状況および地震、津波等の状況を観測し、これらに関する実況または予・警報等の情報を適時かつ的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制ならびに施設および設備の充実を図るものとする。

第2 水路図誌および情報提供体制の整備

敦賀海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌および水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図り、海上交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

第2節 船舶の安全な運行の確保

敦賀海上保安部は、船舶の安全な運行を確保するため、港内等船舶のふくそうする海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。

第3節 海上防災思想の普及

敦賀海上保安部は、海難防止および海上災害防止に係る講習会の開催、訪船指導等により、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、警察本部、市町、消防本部、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会（以下第8部において「海上災害防災関係機関」という。）は、的確な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、警察本部、市町、消防本部および敦賀海上保安部は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡

海上災害防災関係機関は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）および情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 初動体制の充実

(1) 情報の分析整理のための人材育成

海上災害防災関係機関は、収集した情報および連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 動員・参集体制の充実

海上災害防災関係機関は、夜間または休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、訓練の実施など動員・参集体制の充実に努めるものとする。

(3) 活動マニュアルおよび活動資料の整備

海上災害防災関係機関は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、第4章「災害応急対策計画」を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努めるものとする。

第3 ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努めるものとする。

第4 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県、消防本部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努めるものとする。

第5 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施等

敦賀海上保安部および県は、海上災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。また、その他の防災関係機関は、当該防災訓練に積極的に参加または協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

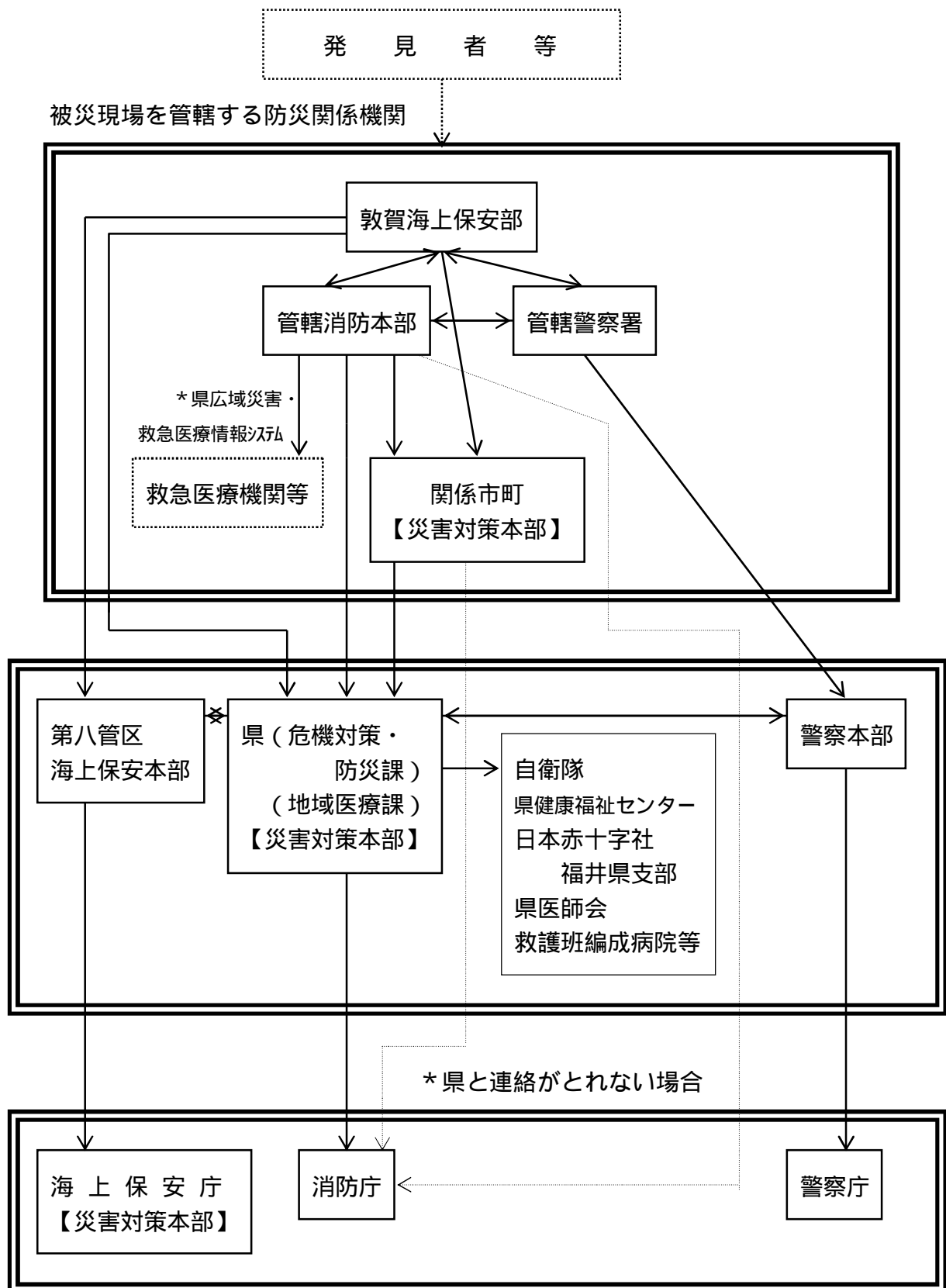
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

海上災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な海上事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。

第1 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報収集・連絡系統図（海上災害）



（注）第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2 被害情報等の収集・連絡、避難誘導等

海上災害防災関係機関は、被害情報等を迅速に収集して他の防災関係機関に連絡し、共有するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次市町、消防本部、警察署、県および第八管区海上保安本部に連絡するものとする。

(2) 市町、消防本部および警察署

市町、消防本部および警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(3) 県および警察本部

県および警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら情報を収集するものとする。その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

海上災害防災関係機関は、大規模な海上災害の発生情報、被害情報等に基づき、各々必要な活動体制を速やかに確立する。

第1 県

(1) 県は、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第1節に定めるところに準じ、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。

(2) 知事は、大規模な海上災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

(3) 知事は、災害応急対策がおおむね完了した場合、または県の地域において海上災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められる場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

第2 管轄市町および管轄消防本部

被災現場を管轄する市町および消防本部は、市町地域防災計画等に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第3 その他

敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、必要に応じ、法令および防災業務計画または防災に関する計画に定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第3節 救援活動

海上災害防災関係機関は、海上災害発生による捜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動および交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

敦賀海上保安部は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて船舶交通の禁止または制限の措置を講じるものとする。

また、公安委員会は、道路において交通を確保する必要がある場合は、一般車両の交通を制限し、または禁止するものとする。

これらの措置を講じた場合、その旨を速やかに広報するものとする。

第2 捜索活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ捜索活動を実施するとともに、必要に応じて付近の航行船舶についてもできる限り協力を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な捜索活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団を動員し、沿岸部の捜索活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

警察本部は、警備部隊による捜索活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターおよび警備艇を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動、広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な捜索活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ救助活動を実施するとともに、必要に応じて民間救助組織等と連携するものとする。

また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする(本節第1参照)。

イ 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 警察本部(公安委員会)

警察本部は、警備部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じヘリコプターおよび警備艇を出動させるほか、他都道府県警察の保有するヘリコプターの出動および広域緊急援助隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする(本節第1参照)。

エ 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

- (I) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
 - (オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
 - (カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示
- (2) 救急活動
- 県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。
- ア 敦賀海上保安部
- 敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ救急活動を実施するとともに、必要に応じて民間救助組織等と連携するものとする。
- また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。
- イ 管轄消防本部
- 被災現場を管轄する消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。
- なお、搬送に当たっては適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。
- ウ 警察本部（公安委員会）
- 公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。
- エ 県
- 県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。
- (ア) 救護班の派遣命令・要請
 - (イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用
 - (ウ) 防災ヘリコプターの出動
 - (エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
 - (オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
 - (カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
 - (キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
 - (ク) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、警察本部、関係市町、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部および（社）福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 管轄市町

被災現場を管轄する市町は、消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、市町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センターおよび県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、管轄市町から要請があった場合または自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、（社）福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

エ 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班（別表および別図参照）、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置およびトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、警察本部、関係市町、関係消防本部および敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ消火活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(2) 管轄消防本部

被災現場を管轄する消防本部は、消防団を動員し、沿岸部での消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 警察本部（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする（本節第1参照）。

(4) 県

県は、管轄市町または管轄消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

- (イ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第6 二次災害の防止活動

敦賀海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じまたは生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理または指導を行うものとする。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構すべきことを命じ、または勧告するものとする。

第4節 広報活動

災害の原因者である船舶の所有者等および海上災害防災関係機関は、社会的混乱の防止および実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について相互に連絡をとりあい、情報交換に努める。

第1 被災者の家族等への情報の提供

災害の原因者である船舶の所有者等および海上災害防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 県民への情報の提供

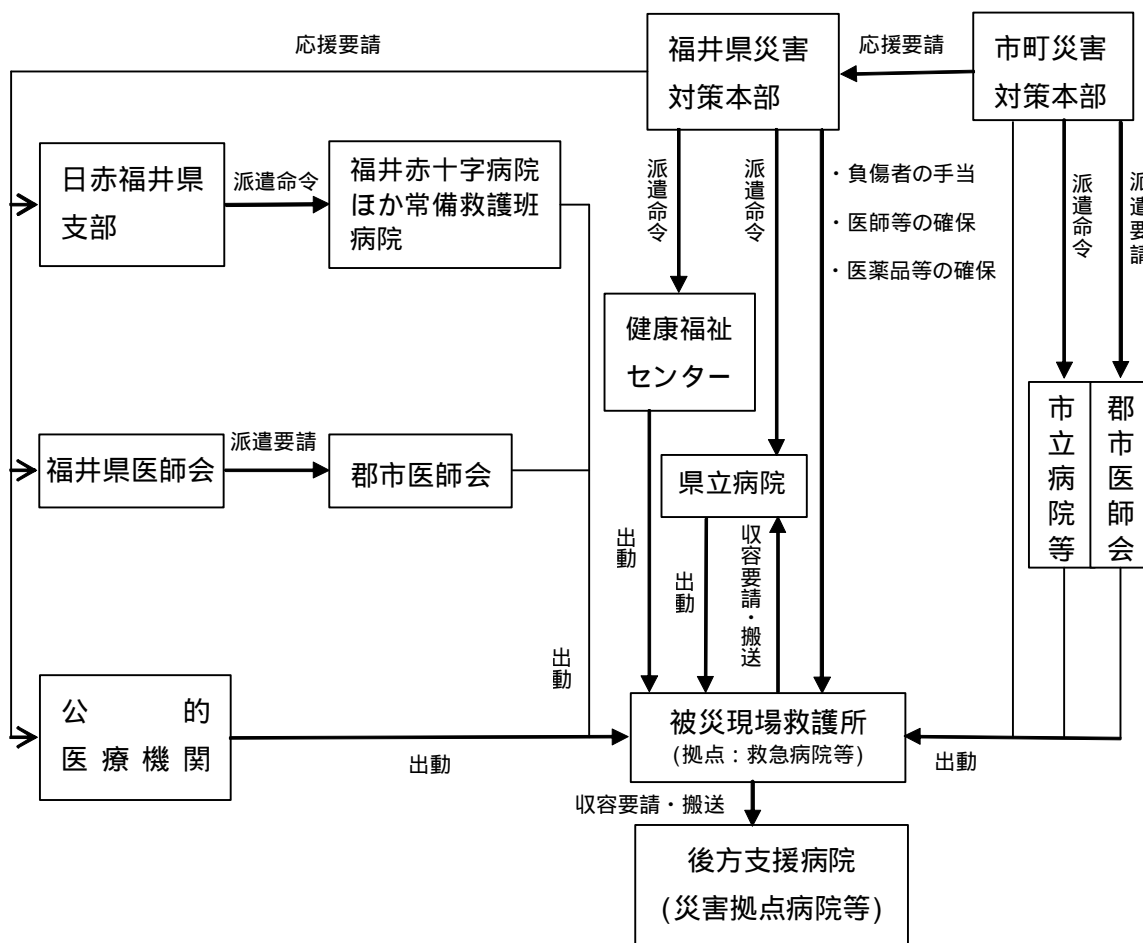
災害の原因者である船舶の所有者等および海上災害防災関係機関は、県民に対し、海上災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

別表（本章第3節第4(2)関係） 救護班の編成表（1日編成可能班数；60班）

区分	派遣機関	班数
県		13
	健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）	8
	県立病院	5
公的医療機関		16
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	福井赤十字病院	6
	福井社会保険病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構福井病院	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	社団法人福井県医師会	33
	合計	62

災害拠点病院

別図（本章第3節第4(2)関係） 医療救護活動体系図



第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の方針

県および市町は、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画および人材の応援等に関する計画を活用しつつ、被災した公共施設の迅速かつ円滑な復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 船舶交通の危険防止

敦賀海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構すべきことを命じ、または勧告するものとする。